

# 近畿ブロック発注者協議会（第16回）幹事会

日時：平成30年 2月 5日（月）

14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1号館  
第1別館2階大会議室

## 議 事 次 第

### I. 開 会

### II. 挨拶

### III. 議 事

1. 近畿ブロック発注者協議会の運営
2. 平成29年度近畿ブロック発注協の取組み
3. 基準・要領・システム等の標準化・共有化
4. 発注情報の一括公表の取組み
5. 協議会（29年8月9日）市町村長意見
6. その他の話題

### IV. 閉 会

## ~~~~~ 【 配 布 資 料 】 ~~~~~

- 議事次第
  - 幹事会出席者名簿、配席表
  - 資料-1 近畿ブロック発注者協議会の運営
  - 資料-2 平成28年度近畿ブロック発注協の取組み
  - 資料-3 基準・要領・システム等の標準化・共有化
  - 資料-4 発注情報の一括公表の取組み
  - 資料-5 協議会（29年8月9日）市町村長意見
  - 資料-6-1 その他の話題（近畿におけるi-Constructionの取組み）
  - 資料-6-2 その他の話題（建設業における課題）
  - 参考資料 【協議会幹事のみ配布】
- ~~~~~

平成30年2月5日

# 近畿ブロック発注者協議会の運営



近畿地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 平成29年度近畿ブロック発注者協議会実施体制



近畿地方整備局

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

### ■近畿ブロック発注者協議会の体制

○公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、**発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置**（平成20年度に設置）

○各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設(H28.4)

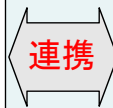
### ■近畿ブロック発注者協議会の構成図 平成29年度実施体制

#### ■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 14機関  
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25機関  
7府県、4政令市、14市町村
- 特殊法人等 14機関

#### ■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村（211市町村）
- 近畿地方整備局
- 政令市（オブザーバー）



#### ■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の53機関

運営分科会

工事検査  
分科会 (H28.4設置)

分科会

分科会

分科会

分科会

滋賀県・大阪府(平成28年度)、京都府(平成29年度)に分科会を設立

	平成29年度				平成30年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会		☆		☆		☆		
幹事会	5/10	☆	8/9	2/5				☆
運営分科会	☆	7/11		☆	☆			☆
工事検査分科会	☆			☆	☆			☆
各府県地域発注者協議会				1/11				
・福井県				☆ 福井県1/24				
・滋賀県		☆ 滋賀県6/16協議会						
・京都府			☆ 京都府10/12幹事会					
・大阪府		☆ 大阪府7/26協議会						
・兵庫県			☆ 兵庫県10/30協議会					
・奈良県			☆ 奈良県11/17協議会					
・和歌山県	☆ 和歌山県5/9幹事会		☆ 和歌山県11/29幹事会					
		5/15協議会						

### 協議会 (H29.8.9開催済)

- ・「全国統一指標」に対する近畿での目標指標の決定
- ・基準・要領・システム等の標準化・統一化  
他府県への展開
- ・発注情報の一括公表の取組み状況報告



### 運営分科会・工事検査分科会 合同分科会 (H30.1.11開催済)

- ・目標指標の実施状況の確認
- ・基準・要領・システム等の標準化・統一化  
実施状況と来年度以降の展開について

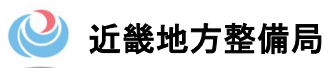


### 幹事会 (H30.2.5開催)

- ・目標指標の取組状況、基準・要領・システム等の標準化・統一化の経過報告

平成30年2月5日

# 平成29年度 近畿ブロック発注協の取組み



近畿地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について



近畿地方整備局

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法<sup>※1</sup>」を中心に、密接に関連する「入契法<sup>※2</sup>」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布)

### 品確法の改正 (H26.6.4施行)

<目的> 公共工事の品質確保の促進

- 基本理念の追加: 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等
- 発注者の責務(基本理念に配慮して発注関係事務を実施)を明確化
- 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正

### 基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

### 運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

### 品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

### 入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

- ダンピング対策の強化
- 契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保

### 適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- ダンピング対策の強化、歩切りの根絶、適切な設計変更の実施等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

### 建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行)

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

- 建設工事の担い手の育成・確保
- 適正な施工体制確保の徹底

### 建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

### 建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

- 経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価 等

# 平成29年度近畿ブロック発注協の取組み

## 1. 【適切な設計変更】 <全国統一指標>

- ⇒ 変更手続の円滑な実施を目的として、**ガイドライン**（設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた**指針の策定に努め、これを活用する。**
- ⇒ 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って**必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。**

## 2. 【施工時期等の平準化】 <全国統一指標>

- ⇒ 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた**適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。**

## 3. 【適切な予定価格の設定】 <全国統一指標>

- ⇒ 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、**市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。**
- ⇒ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、**最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。**

## 4. 【ダンピング対策】

- ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。**

## 5. 【入札契約方式の選択】

- ⇒各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、適用する。  
**各機関における入札契約方式について、実情に応じ、総合評価方落札方式の適応を検討する。**

2

# 適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)

### 運用指針本文:

- **変更手続の円滑な実施**を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた**指針の策定に努め、これを活用する。**

### 【指標(案)】 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

【定義】 関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

### 【指標分類(案)】

- a: ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施。
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施。
- c: 設計変更を実施していない。

- ✓ 入契法調査を活用



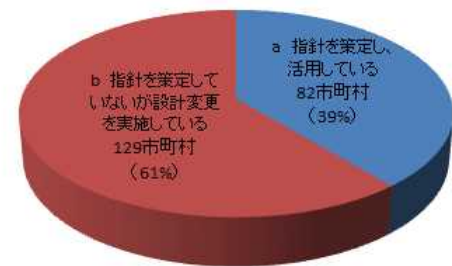
- 【近畿目標】 ・府県・政令市のガイドライン(大阪市は各部局で策定)の活用状況について確認。  
・すべての市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図れるように推進を図る。

3

# 適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)

## 【現状】

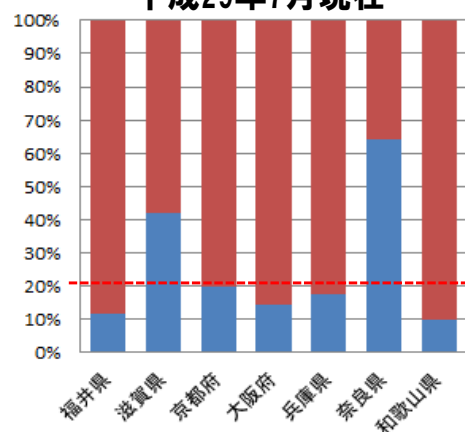
- 府 県**
  - 全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。
- 政令指定都市**
  - 全政令指定都市でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。
- 市町村**
  - 全ての市町村で設計変更を実施していると回答(入契法調査)
  - ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施  
56市町村(27%)H29.7 ⇒ **82市町村(39%)H30.1**
  - 策定していないが設計変更を実施  
155市町村(73%) H29.7 ⇒ **129市町村(61%)H30.1**



市町村におけるガイドラインの策定状況は半年で3割から4割に増加

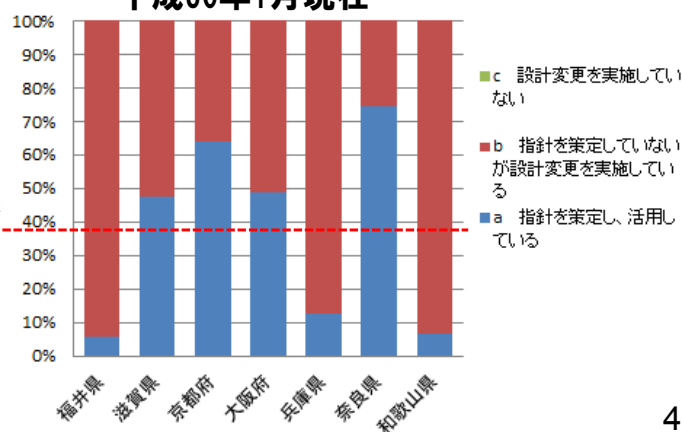
⇒ 「設計変更ガイドラインの策定」について、引き続き推進を図る。

平成29年7月現在



211市町村で27%がa

平成30年1月現在



211市町村で39%がa

# 適切な設計変更(設計変更の実施率)

### 運用指針本文:

- 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って**必要となる請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

### 【指標(案)】 設計変更の実施率

【定義】 当該年度に完了した工事(契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率。

### 【指標分類(案)】

a:75%以上。 b:50%以上~75%未満。 c:25%以上~50%未満。 d:0~25%未満。  
e:設計変更を行っていない。

- ✓ 全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、**工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。**
- ✓ このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施率」を指標としたい。
- ✓ なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。
- ✓ コリンズデータを活用して、数値算出(日本建設情報総合センター(以下、JACICという)から提供)。

【近畿目標】 府県・政令市ではガイドラインが策定されているため、これに基づく適正な設計変更の実施について確認。当面、設計変更実施率50%未満の市町村の改善を図るとともに、引き続き「適切な設計変更」について推進する。

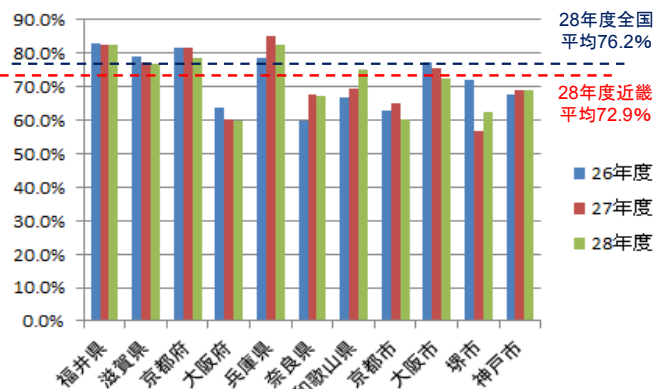
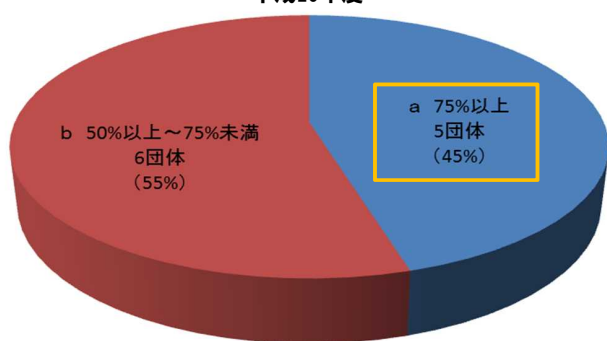
# 適切な設計変更(設計変更の実施率)

## 【現状】

### 府県・政令指定都市

- 全ての府県・政令指定都市で設計変更を実施しているが、設計変更実施率75%以上の府県・政令指定都市は5団体。(福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県)

平成28年度



### 工事の設計変更実施率

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	完了工事数(A)	設計変更数(B)	変更率(B/A)	完了工事数(A)	設計変更数(B)	変更率(B/A)	完了工事数(A)	設計変更数(B)	変更率(B/A)
18 福井県	1,888	1,569	83.1%	1,358	1,123	82.7%	1,373	1,133	82.5%
25 滋賀県	982	775	78.9%	821	634	77.2%	808	619	76.6%
26 京都府	1,602	1,307	81.6%	1,533	1,248	81.4%	1,332	1,047	78.6%
27 大阪府	1,503	960	63.9%	1,412	848	60.1%	1,426	854	59.9%
28 兵庫県	1,934	1,523	78.7%	1,807	1,535	84.9%	1,831	1,509	82.4%
29 奈良県	1,090	650	59.6%	965	651	67.5%	940	631	67.1%
30 和歌山県	1,771	1,180	66.6%	1,536	1,069	69.6%	1,394	1,046	75.0%
12 京都市	945	595	63.0%	1,073	699	65.1%	927	558	60.2%
13 大阪市	1,611	1,242	77.1%	1,587	1,201	75.7%	1,546	1,119	72.4%
14 堺市	413	298	72.2%	456	259	56.8%	432	270	62.5%
15 神戸市	905	613	67.7%	882	610	69.2%	891	614	68.9%
近畿平均	14,644	10,712	73.1%	13,430	9,877	73.5%	12,900	9,400	72.9%

- ・コリンズ登録データからJACICが作成 (2017/05/18時点データ)
- ・完了工事数...当該年度に完了した工事の件数
- ・設計変更数...工期と請負金額のどちらかまたは両方が、受注登録時の情報から変更された工事の件数

6

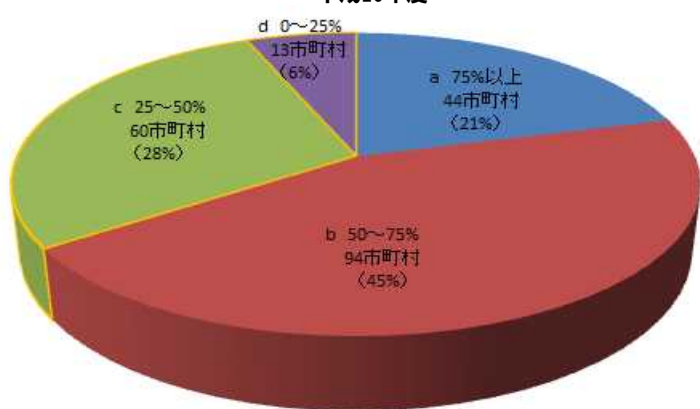
# 適切な設計変更(設計変更の実施率)

## 【現状】

### 市町村

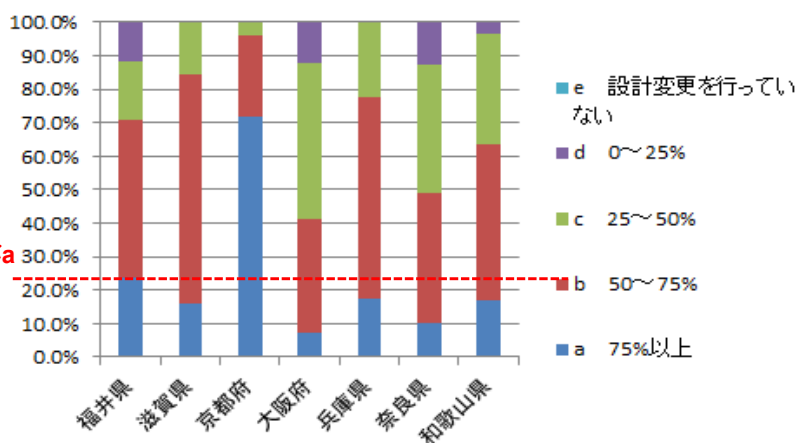
- 約3割の市町村(73市町村)は、設計変更の実施率50%以下。
- 設計変更の実施率にばらつきが見られる。
- 設計変更の実施率と発注者規模の関係は特に見られない。

平成28年度



発注者規模に関わらず設計変更の実施率にバラツキが見られる。

⇒ 「適切な設計変更」について、引き続き推進を図る。



211市町村で21%がa

7

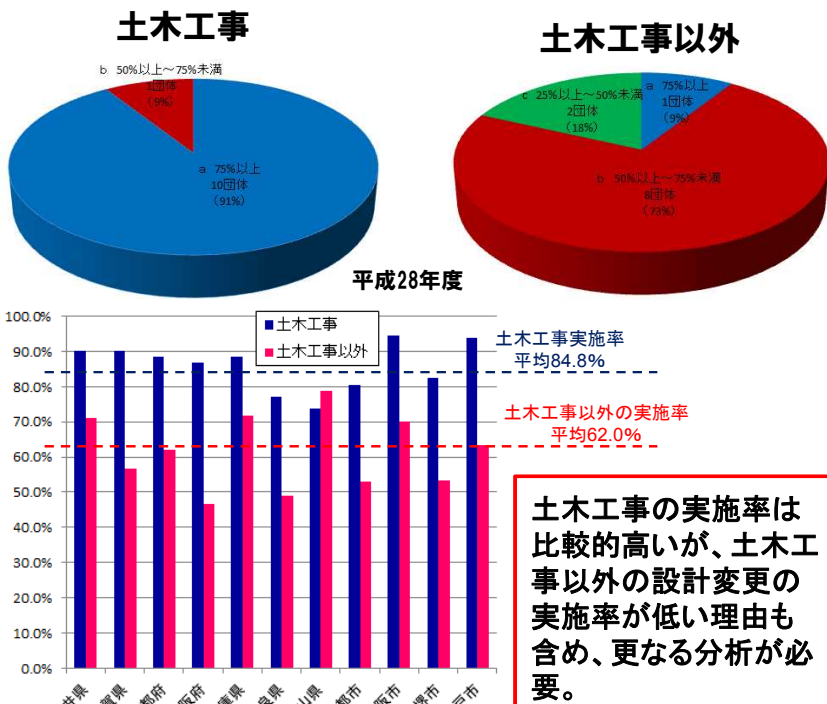
- 対象工事：500万円以上の工事
- 土木工事(公共事業分野)
  - ①河川 ②道路 ③砂防・地滑り ④港湾
- 土木工事以外(公共事業分野)
  - ①上水・工業用水 ②下水道 ③農業農村整備 ④鉄道・軌道 ⑤発電 ⑥空港 ⑦海岸 ⑧海洋 ⑨その他ライフライン ⑩造園(余暇施設含む) ⑪産業廃棄物 ⑫建築 ⑬機械 ⑭電気 ⑮通信 ⑯その他
- 土木工事(工種区分)
  - ①一般土木工事 ②アスファルト舗装工事 ③鋼橋上部工事 ④造園工事 ⑤セメント・コンクリート舗装工事 ⑥プレストレスト・コンクリート工事 ⑦法面処理工事 ⑧塗装工事 ⑨維持修繕工事 ⑩浚渫工事 ⑪グラウト工事 ⑫杭打工事 ⑬さく井工事 ⑭港湾土木工事 ⑮農林土木工事
- 土木工事以外(工種区分)
  - ①建築工事 ②木造建築工事 ③電気設備工事 ④暖冷房衛生設備工事 ⑤プレハブ建築工事 ⑥機械設備工事 ⑦通信設備工事 ⑧受変電設備工事 ⑨農林建築工事

## 府県・政令指定都市

### 工事の設計変更実施率

	平成28年度					
	土木工事			土木工事以外		
	完了 工事数(A)	設計 変更数(B)	変更率 (B/A)	完了 工事数(A)	設計 変更数(B)	変更率 (B/A)
18 福井県	820	740	90.2%	553	393	71.1%
25 滋賀県	482	434	90.0%	326	185	56.7%
26 京都府	838	740	88.3%	494	307	62.1%
27 大阪府	473	410	86.7%	953	444	46.6%
28 兵庫県	1,169	1,034	88.5%	662	475	71.8%
29 奈良県	610	469	76.9%	330	162	49.1%
30 和歌山県	1,056	780	73.9%	338	266	78.7%
12 京都市	246	198	80.5%	681	360	52.9%
13 大阪市	142	134	94.4%	1,404	985	70.2%
14 堺市	137	113	82.5%	295	157	53.2%
15 神戸市	161	151	93.8%	730	463	63.4%
近畿平均	6,134	5,203	84.8%	6,766	4,197	62.0%

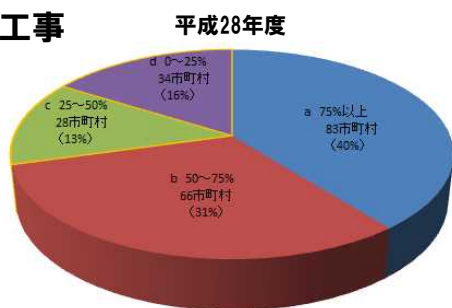
- ・コリンズ登録データからJACICが作成(2017/05/18時点データ)
- ・完了工事数...当該年度に完了した工事の件数
- ・設計変更数...工期と請負金額のどちらかまたは両方が、受注登録時の情報から変更された工事の件数



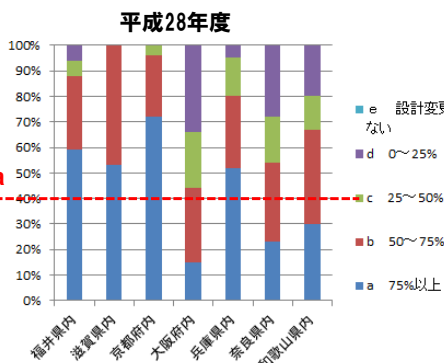
- 対象工事：500万円以上の工事
- 土木工事(公共事業分野)
  - ①河川 ②道路 ③砂防・地滑り ④港湾
- 土木工事以外(公共事業分野)
  - ①上水・工業用水 ②下水道 ③農業農村整備 ④鉄道・軌道 ⑤発電 ⑥空港 ⑦海岸 ⑧海洋 ⑨その他ライフライン ⑩造園(余暇施設含む) ⑪産業廃棄物 ⑫建築 ⑬機械 ⑭電気 ⑮通信 ⑯その他
- 土木工事(工種区分)
  - ①一般土木工事 ②アスファルト舗装工事 ③鋼橋上部工事 ④造園工事 ⑤セメント・コンクリート舗装工事 ⑥プレストレスト・コンクリート工事 ⑦法面処理工事 ⑧塗装工事 ⑨維持修繕工事 ⑩浚渫工事 ⑪グラウト工事 ⑫杭打工事 ⑬さく井工事 ⑭港湾土木工事 ⑮農林土木工事
- 土木工事以外(工種区分)
  - ①建築工事 ②木造建築工事 ③電気設備工事 ④暖冷房衛生設備工事 ⑤プレハブ建築工事 ⑥機械設備工事 ⑦通信設備工事 ⑧受変電設備工事 ⑨農林建築工事

## 市町村

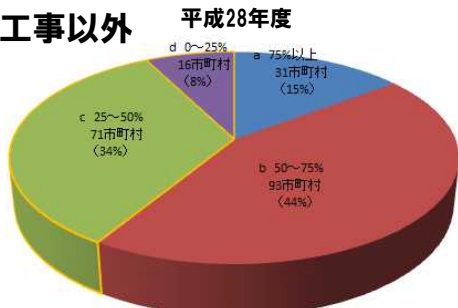
### 土木工事



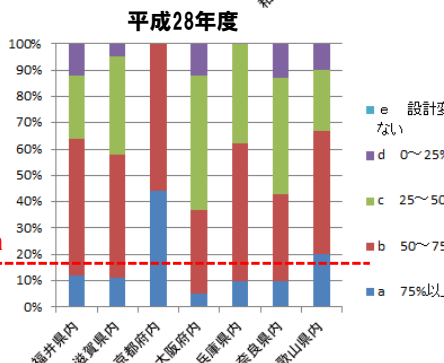
### 土木工事



### 土木工事以外



### 土木工事以外



※コリンズデータが義務化されているのは211市町村で88%



# 施工時期等の平準化

## 運用指針本文:

- 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。

## 【指標(案)】 平準化率

### 【定義】

- 平準化率:  $\frac{\text{年度の平均稼働件数} \cdot \text{金額}}{4 \sim 6 \text{月期の平均稼働件数} \cdot \text{金額}}$ との比率。
- 対象: 契約金額500万円以上の工事。
- 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの。
- 稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足したもの。

### 【指標分類(案)】

a: 0.9以上                      b: 0.9未満～0.8以上                      c: 0.8未満～0.7以上  
d: 0.7未満～0.6以上                      e: 0.6未満。

- 建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる4～6月期と年度の平均を比較する指標とした
- 各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
- 発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、コリンズデータを活用して、数値算出(JACICから提供)



- 【近畿目標】** 以下について、各自治体の新たな取り組みとして導入を図り、平準化を推進する。  
 ①債務負担行為の活用、②柔軟な工期設定、③速やかな繰越手続、④積算の前倒し、  
 ⑤早期発注のための目標設定

10

# 発注や施工時期等の平準化

総行 行 第 4 1 号  
 国土入企 第 1 7 号  
 平成 2 8 年 2 月 1 7 日

記

各都道府県総務部長・土木部長  
 各都道府県議会議事務局長  
 各指定都市総務局長・土木局長  
 各指定都市議会議事務局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成26年10月22日付け総行第231号・国土入企第14号)や「公共工事の円滑な施工確保について」(平成28年1月22日付け総行第19号・国土入企第15号)等で債務負担行為の活用などにより取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第20条第2項に基づき要請してきたところです。

既に一部の地方公共団体においては債務負担行為の活用などによる施工時期等の平準化に取り組まれているところですが、各地方公共団体におかれましては、下記の措置を講ずるなどにより、より一層の施工時期等の平準化に取り組んでいただくようお願いします。

なお、国土交通省においては、これまで単年度で要求することとしてきた一部の工事について国庫債務負担行為により2箇年契約とすることに加え、別添1及び別添2のとおり施工時期等の平準化に向けて計画的な事業執行に取り組むこととしておりますので、参考にして下さい。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

### 1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。

なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができるところであり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為(いわゆる「ゼロ債務負担行為」)を設定して事業を実施することも可能であること。

### 2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

### 3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。

### 4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為等を適切に活用すること。
- 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用すること。

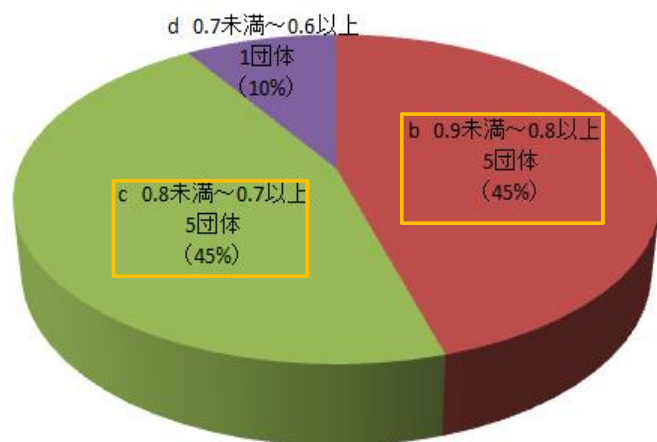
11

# 施工時期等の平準化

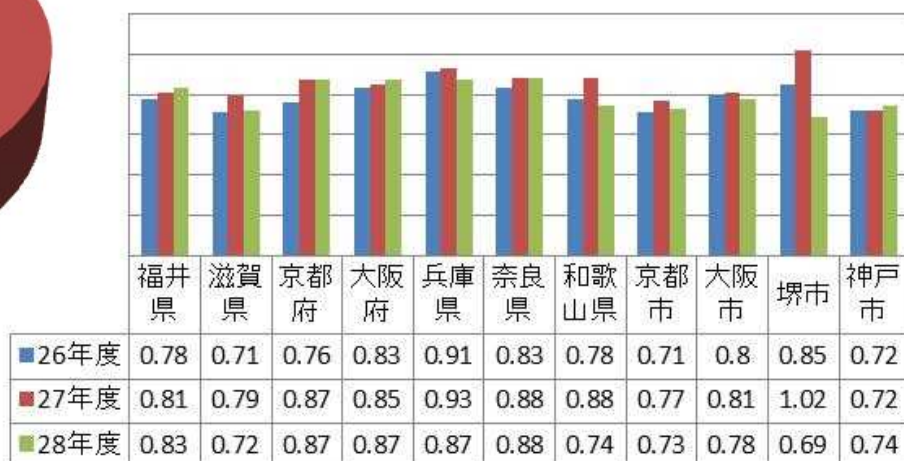
## 【現状】

### 府県・政令指定都市(発注金額ベース)

- b:0.9~0.8、c:0.8~0.7が大半を占める。



### 平準化率(金額ベース)



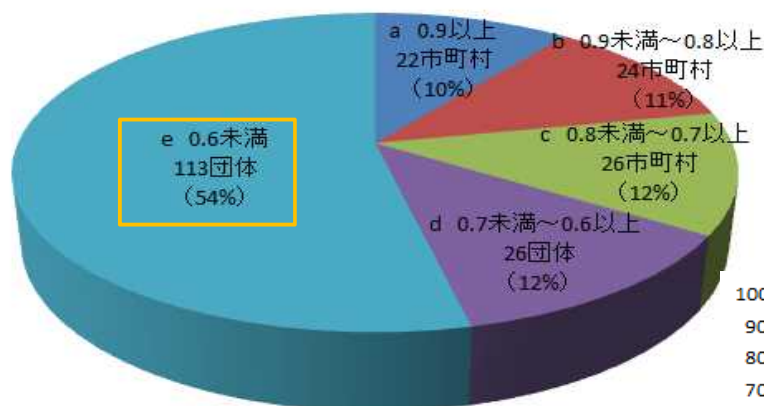
・JACIC提供コリンズ登録データ (2017/05/18時点データ)より作成

# 施工時期等の平準化

## 【現状】

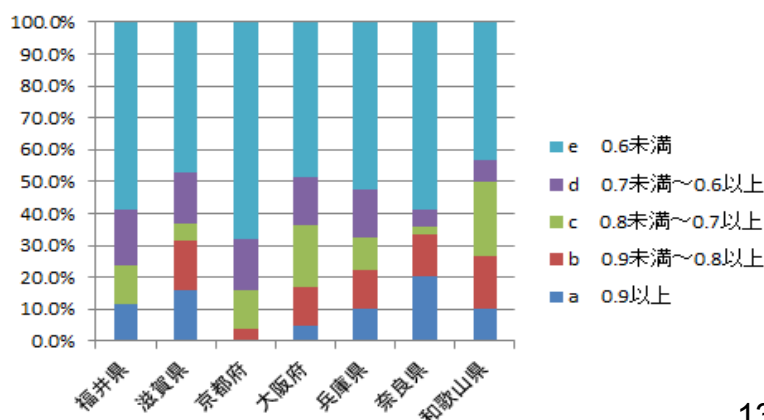
### 市町村(発注金額ベース)

- 市町村の約5割は平準化率(発注金額ベース)が0.6未満(e)。
- 平準化率と発注者規模の関係は特に見られない。



件数・金額ベースとも0.6未満が半数以上を占めている。

⇒ 各自治体の特性を踏まえ、より一層の平準化の推進が必要



・JACIC提供コリンズ登録データ (2017/05/18時点データ)より作成

地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第2版】  
 平成29年3月 土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室  
<http://www.mlit.go.jp/common/001178709.pdf>

## ① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用  
 また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

## ② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用  
 ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

## ③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

## ④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

## ⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

# 施工時期等の平準化

## 【現状】

府県・政令指定都市

- ①債務負担行為の活用は100%実施。
- ⑤早期執行の目標設定も64%と実施率が高い。
- ②柔軟な工期設定は36%(平成29年7月調べ)⇒45%(平成30年1月調べ)に上昇。
- ③速やかな繰越手続きは45%(平成29年7月調べ)⇒55%(平成30年1月調べ)に上昇。

### 平成30年1月調べ

施工時期等の平準化【府県・政令市】

	「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋				
	①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)	③速やかな繰越手続	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定
福井県	○		○	○	
滋賀県	○		○	○	○
京都府	○	○	○		○
大阪府	○			○	○
兵庫県	○	○			○
奈良県	○	○			○
和歌山県	○	○	○		○
京都市	○	○	○	○	○
大阪市	○				
堺市	○				
神戸市	○		○	○	
合計	11	5	6	5	7
取組実施率	100%	45%	55%	45%	64%

### 平成30年1月調べ

施工時期等の平準化【211市町村】

	「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋				
	①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)	③速やかな繰越手続	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定
福井県内	5	2	10	4	8
滋賀県内	2	0	2	9	17
京都府内	6	1	11	13	11
大阪府内	11	3	2	9	9
兵庫県内	24	6	12	8	23
奈良県内	5	5	13	7	17
和歌山県内	4	7	8	10	14
合計	57	24	58	60	99
取組実施率	27%	11%	27%	28%	47%

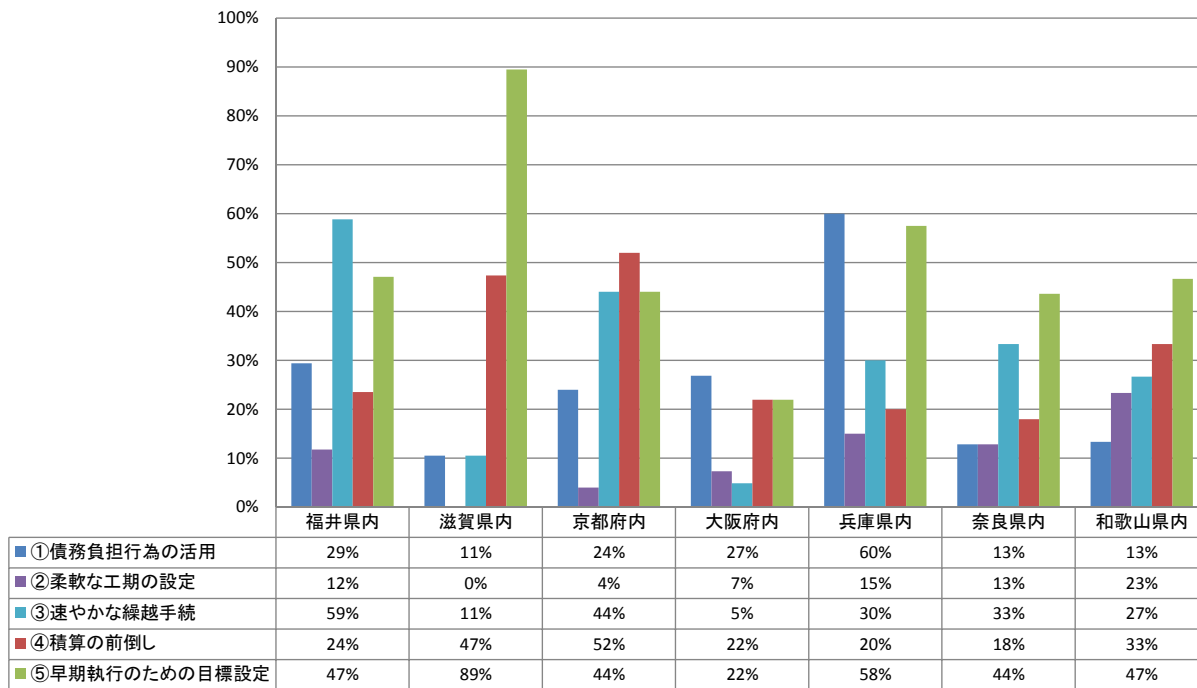
【現状】

- 市町村では①～⑤ともに実施率がやや低い。

平成30年1月調べ

市町村

平準化率(項目実施率)【211市町村】



⇒ ①から⑤の取組項目を1つでも多く増やすことを各府県地域発注者協議会で推進

## 適正な予定価格の設定(積算基準)

運用指針本文:

- 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。

【指標(案)】 最新の積算基準の運用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)

【定義】

- ・ 最新の積算基準: 1年(営繕の場合は2年)以内に更新されている積算基準。
- ・ 基準対象外(小規模土工など)の際の対応状況: 見積り等により積算する要領を整備し運用しているか。

【指標分類(案)】

- a: 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領(※)を整備し、活用。
  - b: 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領(※)は整備していない。
  - c: その他。
- ※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む。

- ✓ 積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積り等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。



【近畿目標】 全ての市町村において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備(b)』が約1割あり、引き続き要領の整備について推進を図る。

# 適正な予定価格の設定(積算基準)

## 【現状】

府 県

- 全府県で最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

政令指定都市

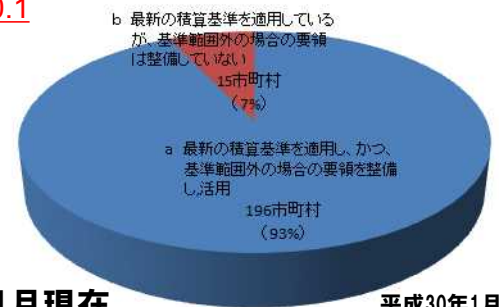
- 全政令指定都市で、最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

市町村

- 積算基準適用範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している。  
192市町村(91%)H29.7 ⇒ **196市町村(93%)H30.1**
- 府県によりバラツキが見られる。

市町村における基準範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)が整備されているのは半年で91%から93% 少しずつ増加。

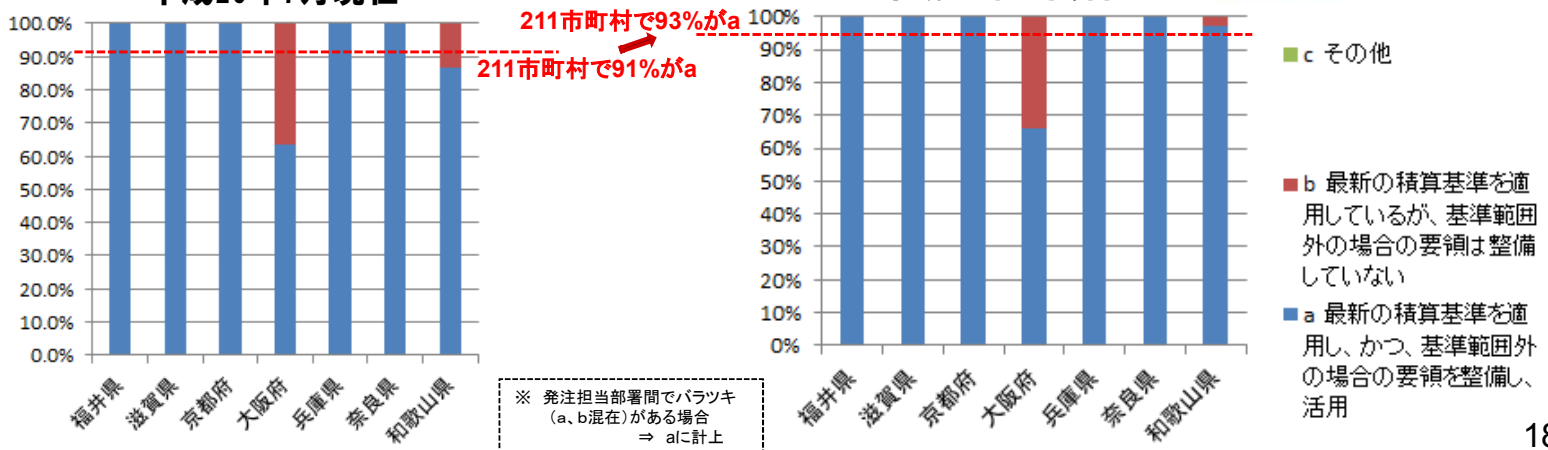
⇒ 引き続き「要領」の作成に向け推進を図る。



平成29年7月現在

平成30年1月現在

平成30年1月現在



18

# 適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

## 運用指針本文:

- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り**最新の労務単価、資材等の実勢価格**を適切に反映する。

## 【指標(案)】 単価の更新頻度

### 【定義】 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。

※ 対象は、物価資料等に掲載のあるものとする。

### 【指標分類(案)】

- a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)。
- b: 3ヶ月以内。 c: 6ヶ月以内。 d: 12ヶ月以内。 e: それ以上。

- ✓ 資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。

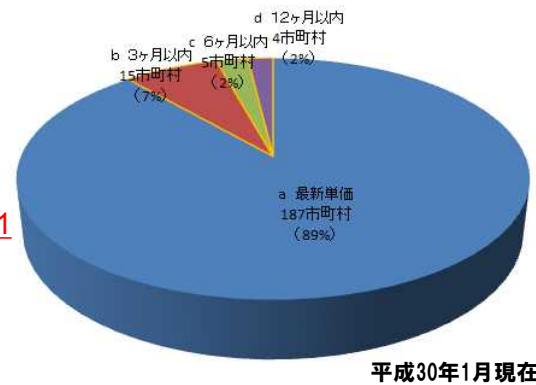


**【近畿目標】 6ヵ月以上単価を見直していない市町村もあり、市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。**

# 適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

## 【現状】

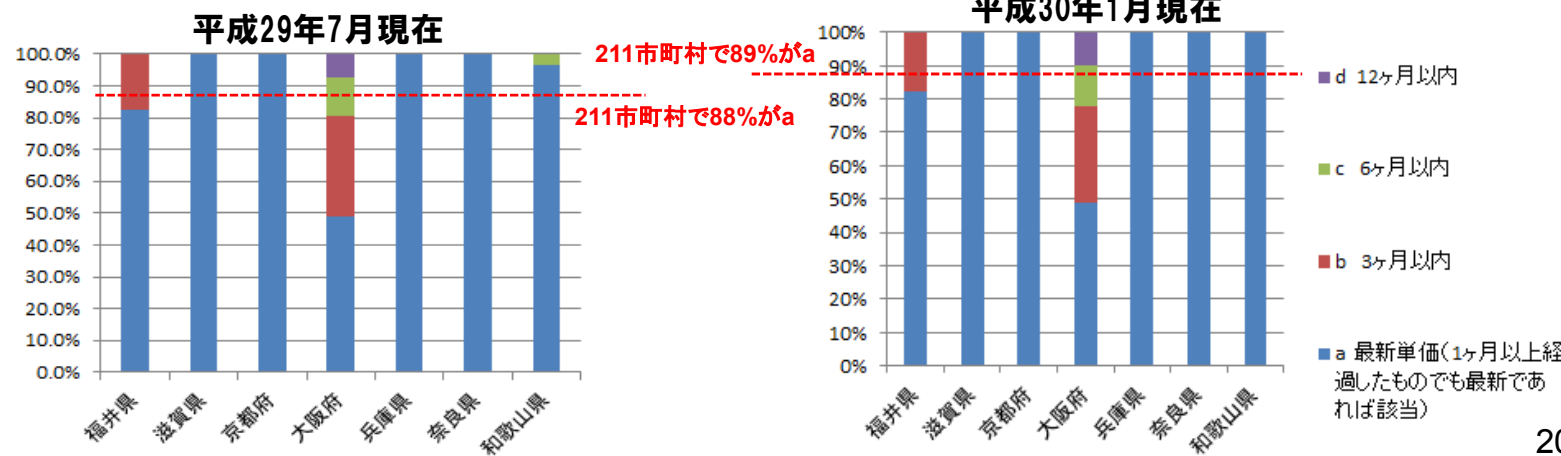
- |        |  |
|--------|--|
| 府 県    | ● 全府県で最新単価を使用している。                                   |
| 政令指定都市 | ● 全政令指定都市で最新単価を使用している。                               |
| 市町村    | ● 最新単価を使用している<br>186市町村(88%)H29.7 ⇒ 187市町村(89%)H30.1 |
- 府県によりバラツキが見られる。



各府県間で単価の更新頻度状況に乖離が見られる。

⇒ 最新単価の活用を推進

※ 土木以外(建築・下水等)では、a以外の回答もあり、発注担当部署間のバラツキ(a、b混在)ある場合 ⇒ a:最新単価 に計上



# ダンピング受注の防止(低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用)

## 運用指針本文:

- ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- ✓ 低入札価格調査制度の調査基準価格は中央公契連最新モデル(H28→H29一部改定)、最低制限価格においては中央公契連最新モデル(H28→H29一部改定)を参考に適切に見直す。

## 【指標分類(案)】

(基準価格算定モデル(公契連モデル式の時点))

a: 最新モデル(H29またはH28) 同等。b: 旧モデル(H25以前) 同等。c: その他(非公表・独自モデル等)

(見直し予定)

a: H30.4までに見直し予定。b: 見直し時期未定。c: 見直し予定なし、または非公表



**【近畿目標】** 中央公契連モデルの見直しを踏まえ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改訂等により適切に見直す。

# ダンピング受注の防止(低入札調査基準の見直し)

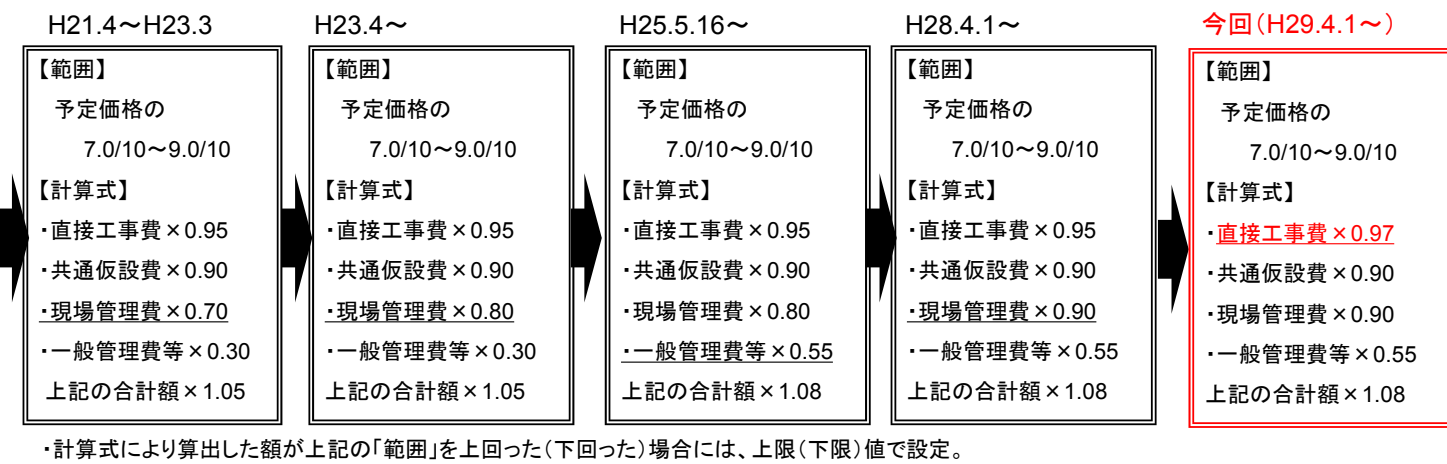
## 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

### 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、失格

### 低入札価格調査基準の見直しについて

○H29年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の直接工事費の算入率を0.95から0.97へ引き上げ。



# ダンピング受注の防止(低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入)

## 【現状】

府 県・政令指定都市

- 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している。

市町村

- いずれの制度も導入していない団体3団体(平成28年3月末時点)  
⇒ 0団体に減少(平成29年5月時点)

## 近畿ブロック発注者協議会調べ (H30.1)

府県・政令指定都市を除く

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
低入札価格調査制度のみ導入	0	0	0	0	0	3	0	3
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	6	2	5	14	13	7	10	57
最低制限価格制度のみ導入	11	17	20	27	27	29	20	151
いずれの制度も導入していない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村数	17	19	25	41	40	39	30	211

# ダンピング受注の防止(基準価格を公契連最新モデル【H29またはH28】に更新活用)

## 【現在】

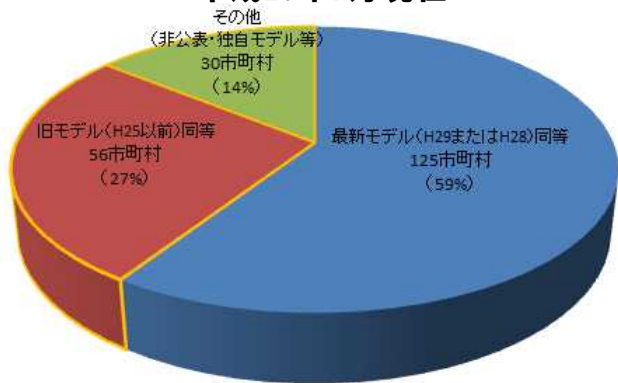
府 県・政令指定都市

- すべての府県・政令市で最新モデル(H29)を使用している。

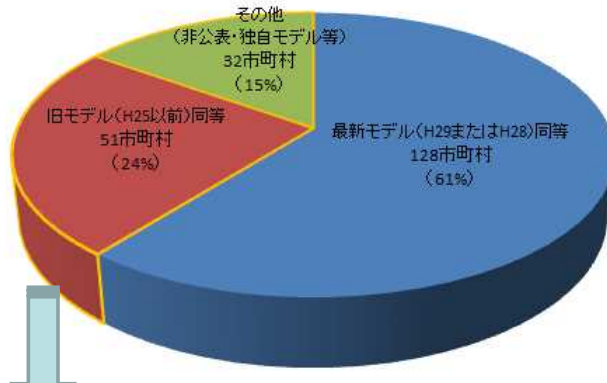
市町村

- 最新モデル(H29またはH28)を使用している  
125市町村(59%)H29.7 ⇒ **128市町村(61%)H30.1**
- 旧モデル(H25以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、見直しを予定していない市町村  
42市町村(49%)H29.7 ⇒ **38市町村(46%)H30.1**

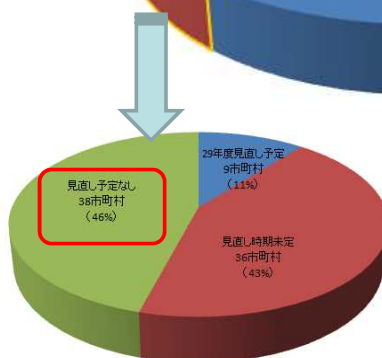
平成29年7月現在



平成30年1月現在



⇒ 「最新モデルへの見直し予定のない市町村に対し、「適切な見直し」について引き続き推進を図る。



## 入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)

### 運用指針本文:

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し**技術提案を求めよう努める。(※)**

公共工事の品質確保を図るためには、**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。**

(※)各自治体で作成のガイドラインに規定された総合評価落札方式の対象となる工事



### 【近畿目標】

- 府県政令市においては、各団体で策定しているガイドラインに基づく発注方式を選択することを推進する。
  - ・ **一定規模以上の発注金額等(各府県市町村のガイドラインにおいて総合評価落札方式で発注することを規定されている金額等の条件)の場合、総合評価落札方式を原則として、工事件数、実施率を拡大する。**

- 市町村においては、工事難易度・金額等から価格以外の性能を求める余地が少ないことから、「市町村向け簡易型等の導入など、各自治体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

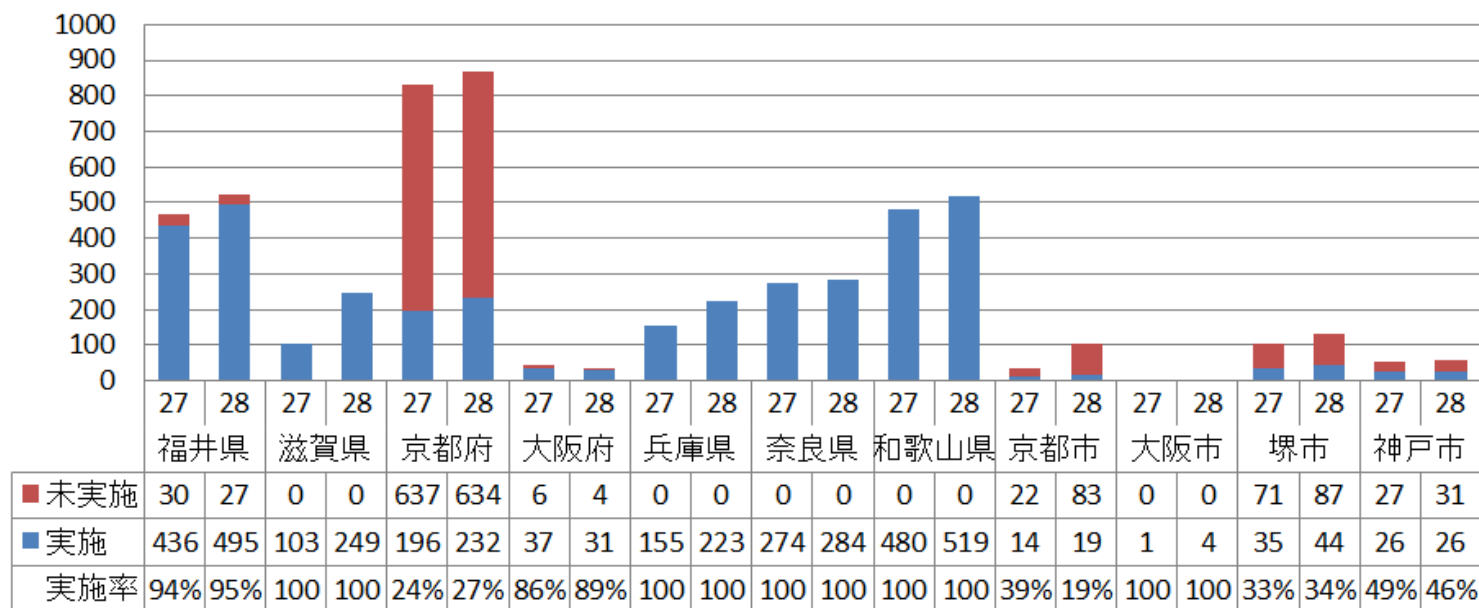


# 入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)

■ 未実施  
■ 実施  
件

近畿ブロック発注者協議会調べ(H30.1)

## 総合評価落札方式実施件数



# 入札契約方式の選択(市町村向け簡易型の概要)

### 市区町村向け簡易型(特別簡易型)の導入背景・内容

○市区町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に整備されていない。



○総合評価方式の拡大を図るには、過重な事務負担を軽減しつつ、入札参加者の施工能力をより簡易に評価できる方式を導入する必要。



○このため、市区町村が発注することの多い技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプとして「市区町村向け簡易型(特別簡易型)」を新たに位置づける。



市区町村向け簡易型(特別簡易型) → 簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績や施工実績等定量化された事項と入札価格により総合評価を実施

○併せて、ダンピング受注の排除のために、低入札価格調査制度を活用し、具体的な「失格基準」の設定を行い、当該基準を満たさない入札を自動的に失格とするなど、その適切な運用を図る。

### 市区町村向け簡易型(特別簡易型)の評価項目及び評価基準の設定例

評価項目	評価内容	評価基準	配点		
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去5年間の同種工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事で実績あり b. その他の公共発注機関の実績有り c. その他の施工実績	5 2 0	
		工事成績	過去5年間の工事成績	a. 75点以上 b. 65点以上 75点未満 c. 65点未満	5 2 0
			配置の予定能力技術者	同種工事の施工実績	過去5年間の主任技術者の施工経験の有無
保有資格	主任技術者の保有する資格				a. 1級土木施工管理技士又は技術士 b. 2級土木施工管理技士
	地域貢献	営業拠点の所在地			工事箇所と同一市町村内における本店の所在地の有無
その他			手持ち工事量	防災協定等に基づく活動	過去5年間の防災協定等に基づく活動実績の有無
	手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) = 当該年度受注額 ÷ 過去3年間の平均受注額		A < 0.25 0.25 < A < 0.75 0.75 < A < 1.25 1.25 < A	1.5 1 0.5 0
合計			20		

○評価値=価格評価点+技術評価点(加算方式)  
 ・価格評価点:  $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$   
 ・技術評価点: 最高20点(上記評価項目・基準により算出)  
 □⇒評価値の最も高い者を落札者とする。

# 【参考資料】

## 社会資本整備総合交付金等における債務負担等の活用について

### 社会資本整備総合交付金等における債務負担等の活用について(参考資料)

#### 1. 債務負担行為の活用例

○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業等において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。  
 (過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることことができる。)

#### 二カ年県債の活用 (実績あり)

##### 単年度で実施

県費	
国費	(200)

債務負担行為の活用

例：12月議会上程

H27年度工事

H28年度工事

県費	10	
国費	10	(180)

県債務負担行為の設定 (H27-28)

交付金示達後

H27年度工事

H28年度工事

県費	10	90
国費	10	90

#### ゼロ県債の活用

県費	
国費	

H27年度工事

H28年度工事

県費	0	
国費	0	(200)

県債務負担行為の設定 (H27-28)

交付金示達後

H27年度工事

H28年度工事

県費	0	100
国費	0	100

※ 債務負担行為を設定することに対し、交付金の配分を保証するものではない。

## 2-1. 繰越制度について

- 年度内に完成する予定だった工事が、気象条件等で年度内に完成できないといったことがしばしばあり、完成までに複数年度を要する事業においては、年度ごとに契約を分割するよりも、複数年度分を一括して契約した方が効率的、経済的な場合があり、財政法では、①歳出予算の繰越し、②国庫債務負担行為等の制度が定められています。
  
- 歳出予算の繰越しとは、国の経費の経済的、効率的な執行の観点から、一会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額のうち、一定要件を具備するものについて、それを不用とせず、にその歳出権を翌会計年度に移動、つまり繰り越して翌会計年度の歳出予算として使用することです。
  
- 財務省では、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）において、繰越制度の一層の活用に向けた取組を実施することとされたことから、「繰越（翌歳）手続の簡素合理化・迅速化」を盛り込んだ通知を行っています。具体的には、提出書類が簡素化（地図、工程表その他添付書類が不要）され、承認審査の迅速化（原則10日以内）等とされています。これらのことから、繰越申請が容易となっています（次頁参照）。

## 2-1. 繰越制度について

【『繰越（翌債）事務手続について』（平成22年1月15日事務連絡）の改善点】

	従 前	通知後
【繰越明許費の承認要件の見直し】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札不調等による契約手続などの事務の遅れから、年度内の支出が困難となる事案は、繰越承認が出来ない</li> <li>・契約相手方が倒産し、事業の執行が停止したことにより、年度内の支出が困難となる事案は、繰越承認が出来ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越承認出来る。</li> <li>・繰越承認出来る。</li> </ul>
【手続きの簡素合理化】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請手続における提出書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ)繰越計算書又は翌債承認要求書</li> <li>ロ)箇所別調書及び理由書</li> <li>ハ) 審査表</li> </ul> </li> <li>ニ)地図</li> <li>ホ)工程表</li> <li>ヘ)その他の添付書類(協議書、議事録等)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認官庁によるヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請手続における提出書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ニ)地図</li> <li>ホ)工程表</li> <li>ヘ)その他の添付書類(協議書、議事録等)が不用。</li> </ul> </li> <li>・提出書類のみの審査となり、ヒアリングは省略。</li> </ul>
【承認審査の迅速化】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の事例では最長で約1ヵ月。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最長で10日。</li> </ul>

## 2-2. 繰越制度の活用例

### ①契約済繰越(翌債)の場合

◆速やかに繰越申請を行った場合(解決の目処が立った時点12月に申請) → 再開と同時に工期延期

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
契約済繰越	地元調整	設計・積算	工事		やむを得ない事由により中止	工事																		
											工期延期、工期の確保													

◆繰越申請を2月に行った場合 → 再開時点では工期は延期できないため、打ち切りも考慮した工程管理が必要

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
契約済繰越	地元調整	設計・積算	工事		やむを得ない事由により中止	工事																		
											2ヵ月工期不足													

### ②翌債の場合

◆速やかに翌債申請を行った場合(9月に申請) → 当初より適正工期での発注が可能

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
翌債	想定し得ない事由が発生し地元調整に時間を要した		設計・積算	工事																				
				工期延期、工期の確保																				

◆翌債申請を行わなかった場合(無理な工程での発注)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
翌債	想定し得ない事由が発生し地元調整に時間を要した		設計・積算	工事																				
											3ヵ月工期不足													

#### <速やかな翌債申請を行わない場合>

- ・適正な工期が確保できず、工事が未完成となる。
- ・残工事を翌年度に再発注することにより、発注手続や契約後の施工において非効率になり、更に分割発注により不経済となる。又、工事完成時期が遅れる。
- ・未完成部分の予算を不用や流用もしくは繰り越す手続が必要となる。

32

## 2-3. 繰越制度の記載法令(参考)

### ○繰越(翌債)制度

歳出予算の繰越は、国の経費の経済的、効率的な執行の観点から、一会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額のうち、一定要件を具備するものについて、それを不用とせずその歳出権を翌会計年度に移動、つまり繰り越して翌会計年度の歳出予算として使用するものである。

#### ①明許繰越し(財政法第14条の3)

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。(これを、「繰越明許費」という。)

繰越明許費の指定の要件である「経費の性質上年度内に支出を終わらない見込みのあるもの」とは、経費の支出の対象である事務又は事業が、計画、設計、土地・資材等の取得、建設・製造等の実行等の各過程において、外部的要因、つまり自然的、社会的諸条件(例えば、気象の関係、用地の関係、資材の入手関係、相手方の請求関係など)に支配され、当該事務又は事業が年度内に完了せず、これに伴ってその経費の支出が年度内に完了しない見込み(性質)の内在する経費である。

#### ②事故繰越し(財政法第42条但し書)

歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為(国の支出の原因となる契約、補助金等の交付決定など)をなし、避け難い事故(暴風、洪水、地震等の異常な天然現象、地権者の死亡、工事中の崩落事故による中断、債務者の契約上の義務違反など)のため年度内に支出を終わらなかったものは、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

#### ③繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(財政法第43条の3)

繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(以下「翌債」という。)とは、繰越明許費について、予算執行上やむを得ない事由がある場合に、事項ごとに財務大臣の承認を経て、その承認があった金額の範囲内で、翌年度にわたって支出すべき債務を負担することができるものである。

33

# 西日本高速道路(株)・ 阪神高速道路(株)における取組事例

## NEXCO西日本における取組事例①

日建連とNEXCO3社において、工事に関する課題等の改善に向けて取り組んでいる。

### 1. 設計変更ガイドラインの利用促進 業界団体向けの説明会を実施

実施時期等	実施内容
開催日:平成29年8月7日 (於:茨木市福祉文化会館) 参加者:受注企業他 約340名	日建連等の業界団体に対し、ガイドラインの活用・浸透状況と課題を報告。今後受発注者相互が留意して取り組むべき項目に重点を置き、ガイドラインの解説を実施

### 2. 現場業務の効率化・簡素化に向けた取り組み

専門部会で以下の3課題について検討し、H29.7に要領改正した。(NEXCO3会社)

課題	改正内容
人的要因への対応	☛「土木工事関係書類提出マニュアル」の制定 契約締結後に工事の履行に必要な書類を一覧で確認し、受発注者相互で作成者・提出者・保存者等を書面で取り交わすことを明文化
システムの改善	☛工事情報共有・保存(K-Cube2)の機能改良 立会検査願等の書類作成の簡略化、相互の書類作成・確認の迅速化、文書保存の確実な実施に向けて、H29.7にシステムを改良
要領・基準等の改正	☛施工管理要領の改正 受発注者の実務担当者にアンケート調査を実施。 生コンプラントの配合確認、現場試験(スランプ、強度等)の立会検査・頻度の見直し(低減)を実施

### 3. 今後の取組み

課題	取組み方針等
①現場書類削減・業務効率の拡大	コンクリート施工管理要領改正に続く書類削減・業務効率化の拡大(日建連によるアンケートをもとに抽出)
②適切な工期確保	高速道路会社の工事特性を踏まえ、NEXCO版「工程作成の手引き」の作成を検討(4週8休を考慮)
③設計変更ガイドラインの活用促進	引き続き 活用事例の追加、説明会の実施
④土木工事関係書類提出マニュアルの活用促進	引き続き 活用事例の追加、説明会の実施
⑤K-Cube2の機能改良の周知	ユーザーへの利便性向上を周知し、旧K-Cubeからの移行や、新システムの活用・浸透を図る。また、更なる効率化に向けて、受発注者のアンケート調査を実施し課題を抽出
⑥i-constructionの取組み	ICT活用工事の実施を通じて現地ヒアリング、検討会を実施

### 阪神高速における取組事例①

#### ○入契適正化法、品確法への対応

##### 【適切な設計変更】

- ⇒設計変更ガイドライン・工事一時中止ガイドラインを策定・公表済み
- ⇒引き続き、監督社員への確実な浸透を実施

##### 【適切な工期の設定】

- ⇒準備期間・後片づけ期間・不稼働日について考慮し、適切な工期を設定

##### 【適切な予定価格の設定】

- ⇒標準積算では乖離の可能性が高い場合、見積を徴収の上、妥当性を確認した上で適切に価格を設定できる方式(見積書審査方式)を導入済み

##### 【ダンピング対策】

- ⇒低入札価格調査制度を導入済み
- ⇒総合評価落札方式(加算方式)において、低入札価格以下での入札価格については評価点が低くなるよう設定

## 阪神高速における取組事例②

### ○i-construction施策への対応

#### ■土木工事共通仕様書の改定(H29.4)

- ⇒ICT技術対応について記載(ICT出来形管理、電子黒板等)
- ⇒品質管理等様式の見直し(ISO等の社内制定様式での提出も可能)
- ⇒受注者の照査義務について、過度な表現となっている部分を改定
- ⇒引き続き、改善に向けて改定検討を継続

なお、各測定において、情報通信技術(ICT)等を活用したその他の機器及び方法で行うことも可能とするが、その場合、監督員と協議の上、決定するとともに、鋼巻尺等の場合と同様、出来形管理精度、測定記録方法、測定時期等の出来形管理計画を施工計画書に記載しなければならない。

工事写真の撮影に当たり使用する黒板について、監督員と協議の上、黒板情報を電子化して実施することができるものとする。

※上記様式のうち、(様式-1-10)、(様式-1-15)、(様式-1-18～様式-1-31)、(様式-1-34)については、品質管理等に必要な項目が記録されていれば、必ずしも当該様式でなくてもよい。

38

## 阪神高速における取組事例③

### ○入札・契約方式の選択

- ⇒原則、一般競争入札を行う工事は、総合評価落札方式を適用
- ⇒その他、技術提案・交渉方式等の各方式も導入し、多様な入札・契約方式を導入

一般競争入札



総合評価落札方式

<平成19年度より全面導入>

- 競争性を高めるため、H19年度より、一般競争入札の対象金額を250万円超に拡大
- 一般競争入札の工事については、すべて総合評価落札方式を適用することとし、一般競争入札・総合評価落札方式を全面的に導入。
- 総合評価落札方式には、工事特性等に応じた評価方式(型・タイプ)を設定

技術提案・交渉方式

<平成27年度より導入>

- 競争参加者の積極的かつ高度または優れた工夫を含む技術提案で最適案を選定するための入札契約方式
- 標準案を策定し、技術+価格の総合評価による工事契約を行うことが困難な工事に適用

39

# 阪神高速における取組事例④

## ○入札・契約方式の選択

⇒総合評価の加点項目として、安全管理項目を追加するなど技術評価を活用

⇒企業情報サイトにて工事の入札・契約方式の概要資料を公表

### 【技術評価点(企業施工能力評価)の例】

- 表彰実績  
(阪神高速、他機関)
- ISO認証取得  
(ISO9001, ISO14001)
- 安全管理マネジメントシステムの導入  
(COHSMS, OHSAS18001, ISO45001)
- 技術開発実績  
(共同研究等)

### 【企業情報サイトでの公表】



40

# 阪神高速における取組事例⑤

## ○次年度(平成30年度)の取組み予定

### 【入契適正化法、品確法への対応】

⇒入札・契約方式の改善の継続

### 【i-construction施策への対応】

⇒工事情報等共有システムを導入予定(工事関係業務の簡素化・効率化)

⇒週休2日制(受注者希望型)の試行の検討

⇒土木工事共通仕様書の改善(改定)を継続

41



平成30年2月5日

## 基準・要領・システム等の標準化・統一化

- 工事成績評価基準(審査項目別運用表の個別項目)の統一化・標準化
- 工事関係様式の統一化・標準化
- 地方公共団体等への技術支援

### 工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【概要】

#### 工事成績評価基準の統一化・標準化

- ✓ 国と府県の工事成績評価基準は大枠では標準化されているが、審査項目別運用表の個別項目については必ずしも標準化されていない。
- ✓ 試行としてH28年度は兵庫県、H29年度は和歌山県・大阪市と個別項目のすり合わせを実施
- ✓ 次年度以降も他府県に展開予定

#### 工事関係様式の統一化・標準化

- ✓ 受注者の省力化を考慮し、工事関係様式の標準化を検討
- ✓ 試行としてH28年度は和歌山県、H29年度は京都府・奈良県・神戸市と工事様式のすり合わせを実施
- ✓ 29年度より他府県にも展開

#### 地方公共団体等への技術支援

- ✓ 出前講座（適正な検査と工事成績評価について 等）
  - ・ H28年度出前講座の開催状況：11団体で492名の参加
  - ・ H29年度出前講座の開催状況：7団体で334名の参加（12月末まで）
- ✓ 自治体職員の本官工事検査への臨場立会
  - ・ H28年度臨場立会実績：25件10自治体(42名)参加
  - ・ H29年度臨場立会実績：15件4自治体(32名)参加（12月末まで）

- ◆【工事監督検査基準・様式の標準化・統一化】として、下記についてH28より検討。
  - ①『工事成績評定基準』（考査項目別運用表の統一化・標準化）
  - ②『工事関係様式』（工事関係様式の統一化・標準化）
- ◆H29より他府県・政令市に展開。
- ◆H30から一部の自治体で工事関係様式について統一化を実施予定。
- ◆並行して課題を抽出し、フォローアップを行う。

## 【今後のスケジュール】

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
◆『工事成績評定基準』 (考査項目別運用表の統一化・標準化)	各府県・政令市とのすり合わせ						
	兵庫県	和歌山県、大阪市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、京都市、神戸市、堺市				
	標準化(自治体運用開始)						
	課題の抽出						
フォローアップ							
◆『工事関係様式』 (様式の統一化・標準化)	各府県・政令市とのすり合わせ						
	和歌山県	京都府、奈良県、神戸市	福井県、滋賀県、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市				
	標準化(自治体試行)						
	課題の抽出						
フォローアップ、本運用							

## 今後のスケジュール

平成30年2月5日 幹事会

- ・工事成績評定基準の統一化・標準化の結果報告  
(兵庫県、和歌山県、大阪市)
- ・工事関係様式の統一化・標準化の結果報告  
(和歌山県、奈良県、神戸市、京都府)

すりあわせの結果、『標準化可能』と判断した項目・様式について、実施に向けた調整、運用開始時期の検討を進める。

### 平成30年7月頃 次回幹事会

**H29年度すりあわせ完了分  
結果報告**

例えば・・・

- ・H30.4 運用開始済み
- ・H30.7 運用開始予定
- ・内部検討の結果、標準化不可能と判断

**H30年度実施分  
状況報告**

- ・工事成績評定基準  
【未実施】  
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、京都市、神戸市、堺市
- ・工事関係様式  
【未実施】  
福井県、滋賀県、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市

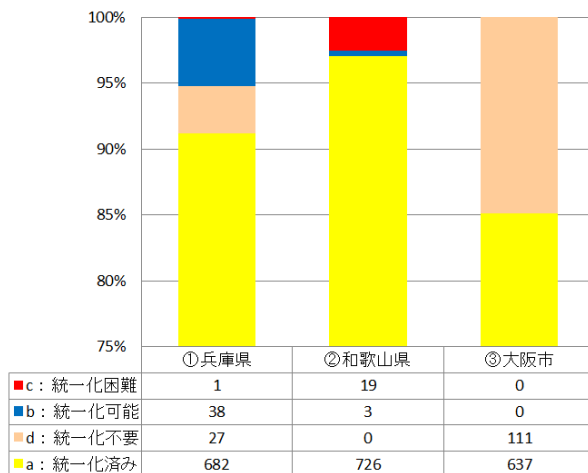
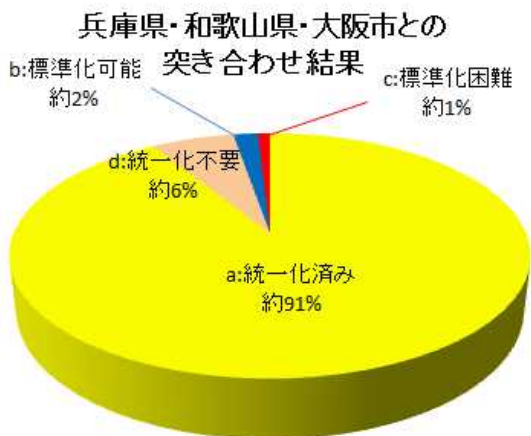
→ 順次 すりあわせを実施

# 工事成績評定基準の統一化・標準化

**兵庫県・和歌山県・大阪市で調査項目別運用表の個別項目のすり合わせを実施**

調査項目別運用表の個別項目：748項目

- 統一化済みおよび統一化不要：約727項目（約97%）
- 項目に相違があるもののうち、統一化が可能な項目：約14項目（約2%）
- 統一化が困難な項目：約7項目（約1%）



現行で約97%（統一化済み＋統一化不要）ですでに標準化できている。  
統一化可能として検討を進める項目が約2% → 約99%の統一化可能

# 工事成績評定基準の統一化・標準化

## 《統一化率》

（現行＝統一化済み＋統一化不要）

（現行＋統一化可能項目含む）

- ✓ 兵庫県：709項目／748項目 ⇨ **約95%** ⇒ 747項目／748項目 ⇨ **約99%**
- ✓ 和歌山県：726項目／748項目 ⇨ **約97%** ⇒ 729項目／748項目 ⇨ **約97%**
- ✓ 大阪市：748項目／748項目 ⇨ **100%**

評価者	国交省 評価 項目数	自治体名	比較結果			統一化				独自項目 (工種)
			一致	一部相違	相違	済	可能	困難	不要	
主任 技術評価官	182	兵庫県	161	9	12	161	21	0	0	8
		和歌山県	166	1	15	166	1	15	0	4
		大阪市	182	0	0	182	0	0	0	(8)
総括 技術評価官	50	兵庫県	43	0	7	43	7	0	0	3
		和歌山県	50	0	0	50	0	0	0	0
		大阪市	50	0	0	50	0	0	0	0
技術検査官	516	兵庫県	478	0	38	478	10	1	27	2(23)
		和歌山県	510	2	4	510	2	4	0	(28)
		大阪市	405	0	111	405	0	0	111	(26)
合計	748	兵庫県	682	9	57	682	38	1	27	13(23)
		和歌山県	726	3	19	726	3	19	0	4(28)
		大阪市	637	0	111	637	0	0	111	(34)

# 工事成績評定基準の統一化・標準化

## 《統一化が困難な項目の例》

- ✓兵庫県 : 【検査官】 施工状況
  - ☞ 品質証明員制度がないため、統一化が困難。
- ✓和歌山県 : 【主任】 創意工夫(新技術活用)
  - ☞ 創意工夫の他項目(施工・品質・安全衛生)で評価しているため統一化が困難。
- 【主任】 維持・修繕工事
  - ☞ 発注方式(道路河川の修繕等は単価契約で発注)が違うため統一化が困難。

## 《統一化が不要な項目の例》

- ✓兵庫県 : 【検査官】 品質(海岸工事、防護柵(網)、標識、区画線等設置工事)
- ✓大阪市 : 【検査官】 品質、出来ばえ(護岸・根固・水制工事、砂防工事、法面工事 等)

## 《独自項目(工種)の例》

- ✓兵庫県 : 【主任】 創意工夫(県内製品の使用)
  - 【検査官】 品質、出来ばえ(港湾・海岸工事、二次製品構造物工事 等)
- ✓和歌山県 : 【主任】 創意工夫(県産品・県認定リサイクル品の使用)
  - 【検査官】 品質、出来ばえ(下水道工事、港湾・漁港・海岸築造工事 等)
- ✓大阪市 : 【主任】 出来形、品質(機械設備工事(プラント、下水道用建築設備 等))
  - 【検査官】 出来形、品質、出来ばえ(機械設備工事(プラント、下水道用建築設備 等))

6

# 工事成績評定基準の統一化・標準化

## 《統一化可能な項目の具体例》

- 主任技術評価官【工程管理】 → **簡易な文言の修正**
  - ✓国交省 : 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
  - ✓兵庫県 : 実施工程表の作成及びフォローアップを行っている。
- 主任技術評価官【出来形及び出来ばえ】 → **簡易な文言の修正**
  - ✓国交省 : 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で**改善指示**を行った。
  - ✓和歌山県 : 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で**指示**を行った。
- 総括技術検査官【社会性等】 → **追記**
  - ✓国交省 : 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
  - ✓兵庫県 : 項目の追加
- 総括技術検査官【施工状況】 → **判断基準の考え方を統一**
  - ✓国交省 : 判断基準
  - ✓兵庫県 : 評価値割合により評価を決定。
- 技術検査官【出来形及び出来ばえ】 → **追記**
  - ✓国交省 : 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。
  - ✓和歌山県 : 項目の追加
- 技術検査官【出来形及び出来ばえ】 → **簡易な文言の修正**
  - ✓国交省 : 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
  - ✓和歌山県 : 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている**ことが確認できる。**

7

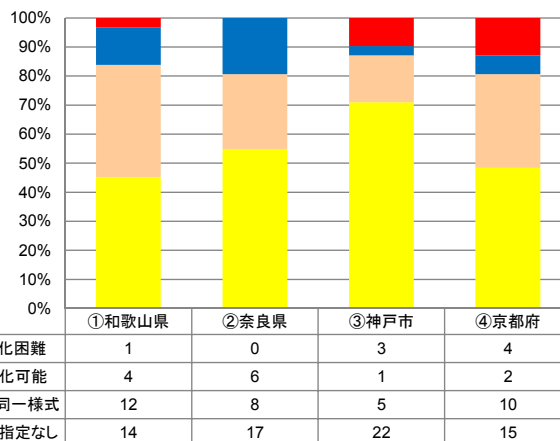
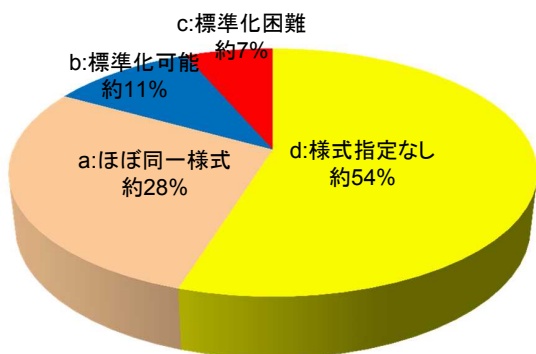
# 工事関係様式の統一化・標準化

## 和歌山県・京都府・奈良県・神戸市と工事関係様式のすり合わせを実施

工事書類様式数：49様式 → 契約書類を除外した31様式で標準化を検討

- ほぼ同一の工事様式：約9様式（約28%）
- 突合ができない様式（1方又は双方で様式を定めていない）：約17様式（約54%）
- 様式に相違があるもののうち、標準化が可能な様式：約3様式（約11%）
- 標準化が困難な様式：約2様式（約7%）

和歌山県・奈良県・神戸市・京都府との  
突き合わせ結果



契約書類を除外すると約82%（様式指定なし+ほぼ同一様式）ですでに標準化できている。  
標準化可能として検討を進める様式が約11% → 約93%の標準化可能

8

# 工事関係様式の統一化・標準化

### 《標準化率》

（現行 = 同一+突き合わせできない）

（現行+標準化可能様式含む）

✓和歌山県	: 26様式 / 31様式	⇨ 約84%	⇒	30様式 / 31様式	⇨ 約97%
✓奈良県	: 25様式 / 31様式	⇨ 約81%	⇒	31様式 / 31様式	⇨ 100%
✓神戸市	: 27様式 / 31様式	⇨ 約87%	⇒	28様式 / 31様式	⇨ 約90%
✓京都府	: 25様式 / 31様式	⇨ 約81%	⇒	27様式 / 31様式	⇨ 約87%

	様式数	自治体名	標準化			
			既にほぼ同一の様式	標準化可能な様式	標準化が困難な様式	突合ができない様式 (1方または双方で様式を定めていない)
工事関係書類の 標準様式	49	和歌山県	14	10	8	17
		奈良県	9	11	8	21
		神戸市	5	1	16	27
		京都府	10	3	20	16
工事関係書類の 標準様式 (契約書類除く)	31	和歌山県	12	4	1	14
		奈良県	8	6	0	17
		神戸市	5	1	3	22
		京都府	10	2	4	15

9

# 工事関係様式の統一化・標準化

## 《標準化可能な様式の例》

(b) 工事書類の標準化が可能な書類	種別	No.	書類名称
	施工管理	30	工事打合せ簿
地整 近畿地整		調査対象都道府県 和歌山県	
国交省書類		都道府県書類	

<p>様式-9</p> <p>工事打合せ簿</p> <p>発注者 <input type="checkbox"/>発注者 <input checked="" type="checkbox"/>受注者 発注年月日</p> <p>発注事項 <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>報告 <input checked="" type="checkbox"/>提出</p> <p>工事名 (内容)</p> <p>添付図 葉、その他添付図書</p> <p>発注者 上記について <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>協議 <input checked="" type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>受領 します。</p> <p>受注者 上記について <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告 <input checked="" type="checkbox"/>受領 します。</p> <p>総括監督員 主任監督員 監督員</p> <p>現場代理人 主任技術者</p>	<p>様式第2号</p> <p>工事打合せ簿</p> <p>発注者 <input type="checkbox"/>発注者 <input checked="" type="checkbox"/>請負者 発注年月日 年月日</p> <p>発注事項 <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告 <input checked="" type="checkbox"/>届出 <input type="checkbox"/>その他( )</p> <p>工事年度及び工事番号 年度 番号</p> <p>工事名 (内容)</p> <p>添付図 葉、その他添付図書</p> <p>発注者 上記について <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>承諾 <input checked="" type="checkbox"/>依頼 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>受領 します。</p> <p>請負者 上記について <input type="checkbox"/>了解 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>提出 <input checked="" type="checkbox"/>届出 します。</p> <p>副長(課長) 主任 主査 監督員 現場代理人 主任技術者</p>
---	---

10

# 工事関係様式の統一化・標準化

## 《標準化が困難な様式の例》

(c) 工事書類の標準化が困難な書類	種別	No.	書類名称
	施工管理	40	段階確認書
地整 近畿地整		調査対象都道府県 京都府	
国交省書類		都道府県書類	

<p>様式-11</p> <p>段階確認書</p> <p>施工予定表</p> <p>年月日:</p> <p>特記仕様書第 条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。</p> <p>工事名 受注者名: 現場代理人名等: 印</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期項目</th> <th>施工予定時期</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>* 変更した場合は、監督員が訂正、変更日及びサインをする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>年月日:</p> <p>通 知 書</p> <p>下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。</p> <p>監督職員名:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認種別</th> <th>確認細別</th> <th>確認時期項目</th> <th>確認時期予定日</th> <th>確認実施日等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>* 実施した年月日及び特記事項等を記入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>年月日:</p> <p>確 認 書</p> <p>上記について、段階確認を実施し確認した。</p> <p>監督職員名: 印</p>	種別	細別	確認時期項目	施工予定時期	記 事					* 変更した場合は、監督員が訂正、変更日及びサインをする。	確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等					* 実施した年月日及び特記事項等を記入する。	<p>様式-7</p> <p>段階確認書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>確認種別</th> <th>確認細別</th> <th>確認時期項目</th> <th>確認時期</th> <th>確認実施日</th> <th>確認実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>4月1日</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td>OC</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>国近整技管第281号 平成20年5月23日付 『工事書類の簡素化の試行 について(通知)』を受け 京都府では本格導入</p>	NO.	確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期	確認実施日	確認実施者	1	4月1日	OC	OC	OC			2	4月1日	OC	OC	OC			3	4月1日	OC	OC	OC			4	4月1日	OC	OC	OC			5	4月1日	OC	OC	OC			6	4月1日	OC	OC	OC			7	4月1日	OC	OC	OC			8	4月1日	OC	OC	OC			9	4月1日	OC	OC	OC			10	4月1日	OC	OC	OC			11	4月1日	OC	OC	OC			12	4月1日	OC	OC	OC			13	4月1日	OC	OC	OC			14	4月1日	OC	OC	OC		
種別	細別	確認時期項目	施工予定時期	記 事																																																																																																																										
				* 変更した場合は、監督員が訂正、変更日及びサインをする。																																																																																																																										
確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等																																																																																																																										
				* 実施した年月日及び特記事項等を記入する。																																																																																																																										
NO.	確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期	確認実施日	確認実施者																																																																																																																								
1	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
2	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
3	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
4	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
5	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
6	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
7	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
8	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
9	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
10	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
11	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
12	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
13	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										
14	4月1日	OC	OC	OC																																																																																																																										

11

# 府県・政令市工事検査担当者会議(分科会)

## H29年度 工事検査関係講習会開催状況(平成29年12月末時点)

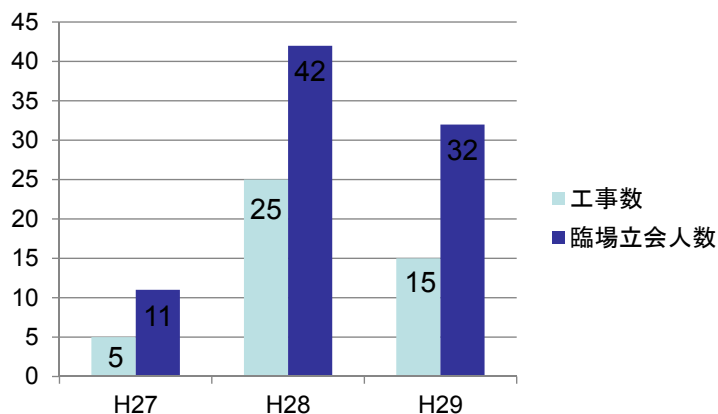
自治体向けに工事検査を中心とした出前講座を実施。7団体へ8回、合計334名が受講。

依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
兵庫県	平成29年 5月29日	23	兵庫県に入庁10年目の職員
奈良県	平成29年 6月16日	83	奈良県及び市町村の土木工事検査担当職員
奈良市	平成29年 9月11日	34	奈良市企業局職員
和歌山県	平成29年 9月12日	74	和歌山県及び市町村の土木・農林関係公共工事の検査業務に従事する技術職員
大阪市	平成29年 9月27日	37	工事請負契約の監督事務に従事する職員
茨木市	平成29年11月 2日	36	茨木市職員
堺市	平成29年11月 7日	9	堺市検査担当職員
兵庫県	平成29年12月 6日	38	兵庫県出納局工事検査室、土木事務所副所長

12

# 府県・政令市工事検査担当者会議(分科会)

## H29年度 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会

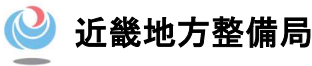


番号	年月日	工事	発注事務所	臨場立会者	人数
1	H29.7.5	道路改良工事	浪速	奈良県	2
				堺市	1
2	H29.7.7	トンネル工事	奈良	奈良県	3
3	H29.8.9	トンネル工事	奈良	奈良員	3
4	H29.8.10	トンネル工事	奈良	奈良県	3
5	H29.8.29	道路改良工事	浪速	和歌山県	2
6	H29.8.31	トンネル工事	豊岡	兵庫県	2
7	H29.9.8	道路改良工事	浪速	和歌山県	2
				堺市	1
8	H29.9.15	河道掘削工事	紀南	和歌山県	2
9	H29.9.19	砂防堰堤工事	六甲	兵庫県	2
10	H29.9.28	トンネル工事	奈良	奈良県	2
11	H29.10.30	橋梁下部工事	和歌山	和歌山県	2
12	H29.11.10	トンネル工事	奈良	奈良県	2
13	H29.11.28	堰耐震補強工事	淀川	堺市	1
14	H29.11.30	砂防工事	紀伊山系	奈良県	1
15	H29.12.11	砂防工事	紀伊山系	奈良県	1
				合計	32

13

平成30年2月5日

# 発注情報の一括公表の取組み



近畿地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 平成29年度予算における施工時期の平準化について



適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

### 平準化に向けた4つの取組み

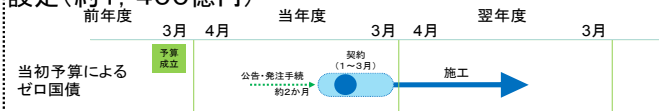
#### ①2か年国債※1の更なる活用

適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍増

H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円

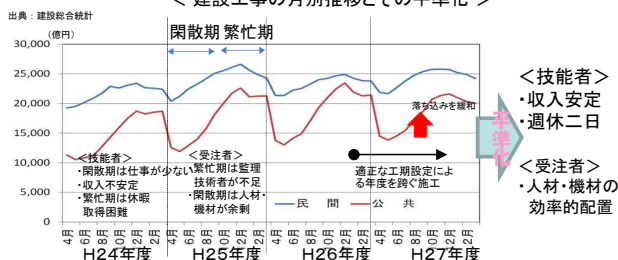
#### ②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定

平準化に資する『ゼロ国債』を当初予算において初めて設定(約1,400億円)



(参考)28年度当初予算の2か年国債(約700億円)、28年度3次補正予算でのゼロ国債計上(事業費ベースで3,500億円)により、29年度前半においても平準化に取り組む。

#### ＜建設工事の月別推移とその平準化＞



※1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。  
 ※2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

### ③地域単位での発注見通しの統合・公表

- 近畿地方整備局
- 国土交通省近畿運輸局
- 国土交通省大阪航空局
- 海上保安庁第五管区海上保安本部
- 海上保安庁第八管区海上保安本部
- 豊後県立近畿建設局
- 林野庁近畿中国森林管理局
- 防衛省近畿中部防衛局
- 警察庁近畿管区警察
- 財務省近畿財務局
- 財務省大阪国税局
- 経済産業省近畿経済産業局
- 理理近畿地方建設事務所
- 最高裁判所大阪高等裁判所

- 福井県
- 福井県及び福井県内の市町
- 滋賀県
- 滋賀県及び滋賀県内の市町
- 京都府
- 京都府及び京都府内の市町村(京都市除く)
- 京都市(上下水道局、交通局除く)
- 京都市上下水道局
- 大阪府
- 大阪府(交通局除く)
- 大阪府交通局
- 堺市
- 堺市内の市町村(大阪府、堺市除く)

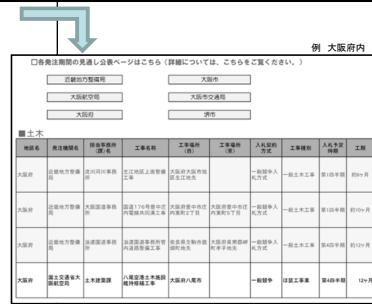
- 兵庫県
- 兵庫県
- 神戸市
- 大阪府(交通局除く)
- 大阪府交通局
- 堺市
- 堺市内の市町村(大阪府、堺市除く)

- 奈良県
- 奈良県
- 和歌山県
- 和歌山県及び県内の市町村
- その他機関

- 独立行政法人水資源機構関西支社
- 西日本高速道路株式会社
- 本州四国連絡高速道路株式会社
- 阪神高速道路株式会社
- 新関西国際空港株式会社

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部 大阪支社
- 独立行政法人都市再生機構西日本支社
- 独立行政法人日本空港ビルディング
- 日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

これまで、近畿地方整備局のHPで【国・府県政令市(近畿地方整備局管内)の公共工事の発注見通し】としてリンクを貼っていたのみであったが、**発注見通しを府県単位で統合し**、とりまとめ版を公表する取り組みをまずは自治体等(府県・政令市)と実施。



業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

### ④地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請**



## 近畿地方整備局HP <http://www.kkr.mlit.go.jp/> H29.7.18より公開

## <参考例：大阪府内の発注情報 統合公表資料>

### ※大阪府内の発注の見通し

- ① 平成30年1月5日以降に公告する見込みの工事を記載しています。
- ② 予定価格が250万円を超える「土木」の工事を記載しています。
- ③ ここに記載する内容は、平成30年1月5日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。各発注機関毎の情報更新頻度等は「※注意事項※」の通りです。
- ④ 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願い致します。

□各発注期間の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

### ■土木

地区名	発注機関名	担当事務所(課)名	工事名称	工事場所(目)	工事場所(至)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
大阪府	近畿地方整備局	淀川河川事務所	生江地区上面整備工事	大阪府大阪市旭区生江地先		一般競争入札方式	一般土木工事	第1四半期	約6ヶ月	盛土工22400m <sup>3</sup> 盛土補強工12000m <sup>2</sup> 排水施設1式付置施設1式	2億円以上3億円未満	
大阪府	近畿地方整備局	大阪国道事務所	国道176号豊中庄内電線共同溝工事	大阪府豊中市庄内東町2丁目	大阪府豊中市庄内東町5丁目	一般競争入札方式	一般土木工事	第1四半期	約10ヶ月	電線共同溝L=220m	2億円以上3億円未満	
大阪府	近畿地方整備局	浪速国道事務所	浪速国道事務所管内道路整備工事	奈良県生駒市鹿畑町地先	大阪府泉南郡岬町孝子地先	一般競争入札方式	一般土木工事	第4四半期	約12ヶ月	道路土工1式法面工1式擁壁工1式排水構築物工1式	2億円以上3億円未満	
大阪府	国土交通省大阪航空局	土木建築課	八尾空港土木施設維持修繕工事	大阪府八尾市		一般競争	厚装工事業	第4四半期	12ヶ月	土木施設の維持修繕及び航空保安施設等の維持を実施するもので巡回点検工、草刈工、清掃工、標識維持工及び緊急修繕工を行うもの。		

情報提供  
大阪航空局から『統合・公表に参入したい』との申し入れがあり、平成30年1月から大阪航空局も公表・統合に参加されています。

月末締め情報を翌月10日近畿地整報告、15日更新

平成30年2月5日

## 協議会(29年8月9日開催)市町村長意見



近畿地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 協議会(29年8月9日開催) 市町村長意見について



近畿地方整備局

#### 市町村で総合評価を行うために必要な人材の不足(近江八幡市・宮津市・海南市・井手町・紀美野町)

- 総合評価をやらなければならない事は理解しているが、市においては技術的評価が出来ないので外部の人をお願いせざるを得ない状況(近江八幡市 富士谷市長)
- 技術的な推進をしっかりしていただくだけの人材が発注者側で不足している。府で技術サポートセンターをつくっていただいているので、応援をして頂きながらしっかりやっていきたい(宮津市 井上市長)
- 総合評価もやりたいが小さな市で職員がそこまで手が回らない状態。県などに教えてもらいながらやっていきたい。大きな工事の下請け業者に地元業者を使ってくれない状況にある。(海南市 神出市長)
- 井手町は土建業者が多い。府にお願いして、技術サポートセンターもつくって頂いて、市町村では対応が難しい案件はサポートを受けながら入札契約をやっている状態。(井手町 副町長)
- 小さい町ではまず人材確保。職員も地元業者も育成がされていない(紀美野町 寺本町長)

⇒ **市町村向け簡易型の紹介や市町村が実施しやすい事例の紹介等を積極的に行っていく**

#### 地元業者の育成(千早赤阪村・紀美野町)

- 村の業者は6~7社程度。3億ほどの工事を発注すると他市から業者が入ってくるため、地元業者を大きく育てることが難しい。出来るだけ災害時などに助けて頂けるような地元業者を育てたいと思っている(千早赤阪村 松本村長)
- 東南海・南海地震が発生した際に、誰が一番に地元住民を助けてくれるのか、誰が機械を手配してくれるのかをよく考えないといけない(紀美野町 寺本町長)

⇒ **発注者協議会を情報共有の場として、様々な事例の共有等を行っていただく**

#### 平準化の考え方(上牧町)

- 平準化は小さな町では難しい。単年度の一般会計で予算を編成しているので、繰越しありきでは議会の理解が得られない。業者の暇な時期に発注を行うとの説明では、業者に便宜を図っているとされる場合もある(上牧町 今中町長)

⇒ **社会資本整備総合交付金等における債務負担等の活用などについて情報提供を行う**

平成30年2月5日

# その他の話題 (近畿におけるi-Constructionの取組み)



近畿地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## ① i-Constructionの取組み



### ■ i-Constructionの概要

#### 今こそ生産性向上のチャンス

##### □ 労働力過剰を背景とした生産性の低迷

- ・ バブル崩壊後、建設投資が労働者の減少を上回って、ほぼ一貫して労働力過剰となり、省力化につながる建設現場の生産性向上が見送られてきた。

##### □ 生産性向上が遅れている土工等の建設現場

- ・ ダムやトンネルなどは、約30年間で生産性を最大10倍に向上。一方、土工やコンクリート工などは、改善の余地が残っている。(土工とコンクリート工で直轄工事の全技能労働者の約4割が占める)(生産性は、対米比で約8割)

##### □ 依然として多い建設現場の労働災害

- ・ 全産業と比べて、2倍の死傷事故率(年間労働者の約0.5%(全産業約0.25%))

##### □ 予想される労働力不足

- ・ 技能労働者約340万人のうち、約110万人の高齢者が10年間で離職の予想

- ・ 労働力過剰時代から労働力不足時代への変化が起こると予想されている。
- ・ 建設業界の世間からの評価が回復および安定的な経営環境が実現し始めている今こそ、抜本的な生産性向上に取り組む大きなチャンス

#### プロセス全体の最適化

【近畿地整独自】 Plus1

##### □ ICTの全面的な活用

- ・ 調査・設計から施工・検査、さらには維持管理・更新までの全てのプロセスにおいてICT技術を導入

##### □ 全体最適の導入

- ・ 寸法等の規格の標準化された部材の拡大

##### □ 施工時期の平準化

- ・ 2ヶ年国債の適正な設定等により、年間を通じた工事件数の平準化

□ 受発注者間の  
コミュニケーション  
による施工の円滑化

### プロセス全体の最適化へ

従来 : 施工段階の一部

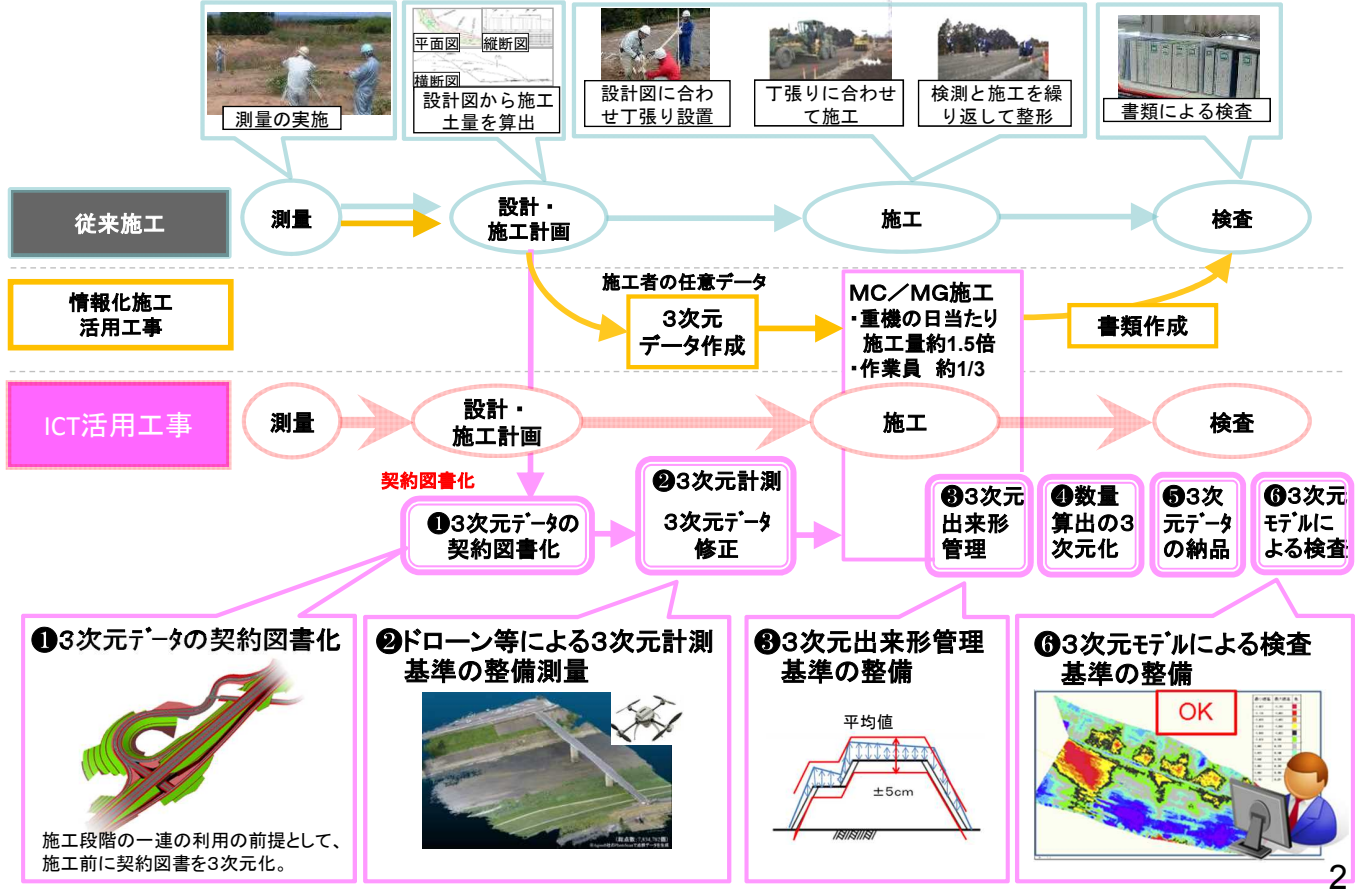
今後 : 調査・設計から施工・検査、さらには維持管理・更新まで

#### i-Constructionの目指すもの

- 一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善
- 建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るなど魅力ある建設現場に
- 死亡事故ゼロを目指し、安全性が飛躍的に向上

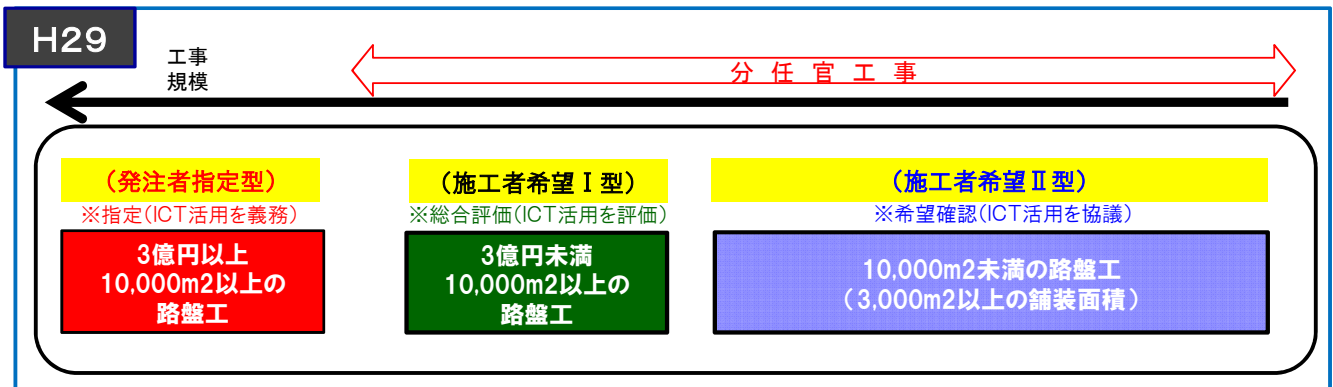
# ① i-Constructionの取組み

## ICTの全面的な活用



# ① i-Constructionの取組み

## ICT活用(舗装)工事の実績及び予定対象工事



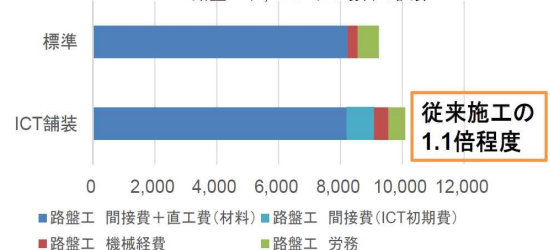
### ICT舗装活用工事 実施状況 (12月20日時点)

地整	発注状況	発注者指定型	施工者希望 I 型	施工者希望 II 型	計
86近畿	① 公告中	0	4	4	8
	② 契約済み	2	0	6	8
	④のうち、ICT舗装を実施	2	0	1	3
	③ 公告予定	0	0	0	0
年度発注件数(①+②+③)		2	4	10	16

ICT(舗装)の実施率は約6割(3件/5件)  
 施工者希望 II 型の実施率は約3割(1件/3件)  
 ※いずれも協議中(3件)除く



路盤工(3,000m<sup>2</sup>)の場合の試算



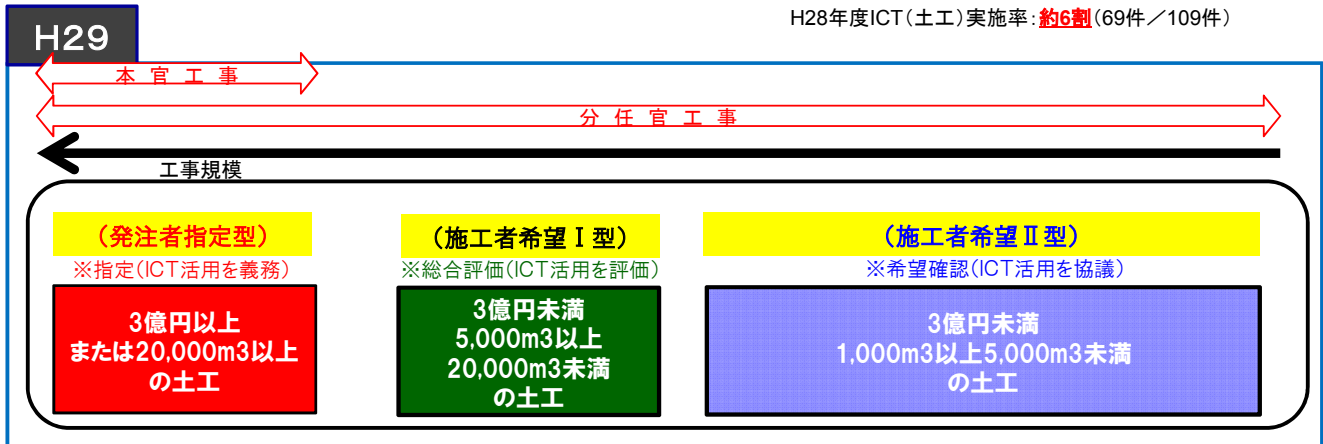
# ① i-Constructionの取組み

## ICT活用(土工)工事の実績及び予定対象工事

平成28年度ICT活用工事(土工)発注等の状況

地整	発注状況	発注者指定型	施工者希望 I 型	施工者希望 II 型	合計	既契約
近畿	契約済み	3	33	73	109	-
	うちICT土工を実施	3	30	36	69	12

H28年度ICT(土工)実施率: **約6割**(69件/109件)



### ICT活用工事(ICT+土工発注・実施状況)

H29/12/20時点

地整	発注状況	発注者指定型	施工者希望 I 型	施工者希望 II 型	計
86近畿	① 公告中	23	14	10	47
	② 契約済み	9	44	32	85
	④ うち、ICT土工を実施	9	38	9	56
	③ 公告予定	2	1	5	8
	年度発注件数(①+②+③)	34	59	47	140

ICT(土工)の実施率は**約7割**(56件/80件)

施工者希望 II 型の実施率は**約3割**(9件/28件) ※いずれも協議中(5件)除く

# ① i-Constructionの取組み

## 全体最適の導入(コンクリート工の規格の標準化等)

### 全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

- 現場毎の一品生産、部分別最適設計であり、工期や品質の面で優位な技術を採用することが困難。
- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、全体最適の考え方を導入し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- 部材の規格(サイズ等)の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

規格の標準化

全体最適設計

工程改善

コンクリート工の生産性向上のための3要素

**現場打ちの効率化 (例) 鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用**

クレーンで設置 → 中詰めコン打設

**プレキャストの進 (例) 定型部材を組み合わせた施工**

クレーンで設置

### 施工の効率化を図る技術・工法の導入

- 各技術を導入・活用するためのガイドラインを整備することで、これら**技術の普及・促進を図る**
- ⇒ H28は「機械式鉄筋定着工法」等のガイドラインを策定
- ⇒ 機械式鉄筋定着工法の採用により、**鉄筋工数・工期が従来比で1割程度削減**

従来施工

機械式定着工法

鉄筋をつなぐための**作業が必要**

鉄筋を重ねる部分について**重ね長さ分の鉄筋が必要**

➡

作業が**不要**  
両端フックと比べて、施工が容易

**重ね長さ分の鉄筋が不要**

【現在、ガイドライン整備中の技術】

技術・工法	策定時期
機械式鉄筋定着	H28.7策定
機械式鉄筋継手	H29.5策定
流動性を高めたコンクリートの活用	H29.3策定

# ① i-Constructionの取組み

## ■ 全体最適の導入(コンクリート工の規格の標準化等)

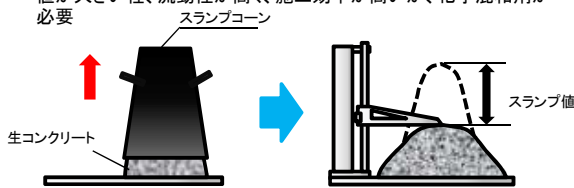
- 現場打ち、コンクリートプレキャスト(工場製品)それぞれの特性に応じ、施工の効率化を図る技術の普及により、コンクリート工全体の生産性向上を図る

### 流動性を高めたコンクリートの活用

- コンクリート打設の効率化を図るため、個々の構造物に適したコンクリートを利用出来るよう、発注者の規定(※スランプ値規定)の見直し：**8cm→12cm**

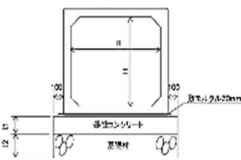
⇒ **時間当たりのコンクリート打設量が約2割向上、作業員数で約2割の省人化**

- (※)スランプ値
- ・コンクリートの軟らかさや流動性の程度を示す指標
  - ・値が大きいく程、流動性が高く、施工効率が高いが、化学混和剤が必要



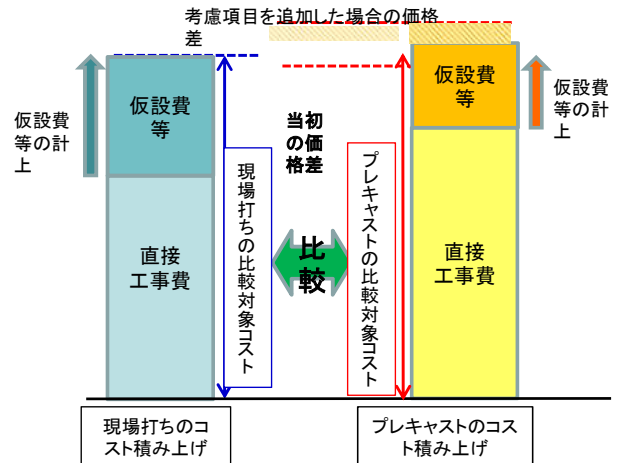
### プレキャストの活用

- プレキャストを活用する際、標準的な仕様を定めた要領を活用し、設計の効率化等を図る (L型擁壁、側溝、ボックスカルバート)



### 【考慮すべき項目】

- 直接工事費
- 仮設費用
  - ・土留め工等損料
  - ・冬期施工時の雪寒仮囲い
  - ・水替え費
- 交通規制費用(交通誘導警備員)
- 土砂等処分費用、等



# ① i-Constructionの取組み

## ■ 工事進捗定例会議の実施(建設産業システムの向上速効策)

### 【品確法】

『受注者との情報共有、協議等の迅速化』について、「各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続きの迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議等を行う会議を必要に応じて開催する。」

~品確法における「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)平成27年1月」~

### 【現在の実施策】

1. ワンデーレスポンスの徹底
2. 工事施工調整会議(三者会議)の開催
3. 設計変更審査会の開催を一体的に、「情報共有システム(ASP)」を活用し、円滑化、意志決定過程の明確化
4. 供用、完成時期が迫り公表されている工事に関して、「工事進捗状況の共有」として、実施工程表を「ASP」で活用、共有し、工程上の課題等を解決

### 【もっと円滑、迅速化が出来ないか?】

- ◆ 今、現場での進捗の支障は何か?
- ◆ ロス、無駄はないか?
- ◆ 受発注者間の協議による、指示待ち、報告・相談待ちはないか?
- ◆ 打合せの時間、時期は適正か?
- ◆ 技術的な意見交換や提案は充分か?
- ◆ 受発注者間のコミュニケーションは充分か?

さらなる改善策  
細かなところから生産性の向上を

### 【現場の生産性向上の取り組み】

工事進捗会議を定例開催することにより、受発注者間の協議短縮や意志疎通を図り、生産性や技術力の向上につながる。

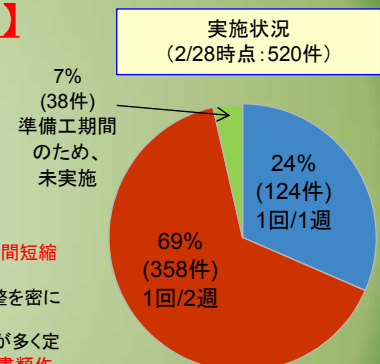
- 約93%において、2週に1回以上の頻度で会議を実施。
- コミュニケーションが図れることで、早期に問題の共有が出来、対応が行えるため、工程管理に寄与。

#### ■ 発注者の声

- ・関係機関等との調整による工程等の**変更対応を迅速**に行うことが出来て現場の進捗が上がった。
- ・受注者との**コミュニケーションが円滑**となり、問題点の解決が早くなった。

#### ■ 受注者の声

- ・発注者・受注者間で共通認識ができ、**問題解決への時間短縮**となり**コミュニケーション**も図られた。
- ・同一現場内の複数工事では、施工ヤードや工程の調整を密に行い、**問題点や課題の迅速な解決**を図ることが出来た。
- ・協議事項に関して、ASPや電話等では伝わりにくい事が多く定期的開催することで、**協議書類の手直し等が減少し、書類作成手間の省力化**が図れた。



### ■ 近畿地域のICT技術者育成状況

- ICTに対応できる技術者・技能労働者の育成や監督・検査職員の技術力向上のために、受注者向けの実習や発注者向けの講習会を開催。
- 近畿地整管内の各府県で合計 **79箇所**で開催。(平成29年3月末)

- **施工業者向け講習・実習会の開催** ※平成29年3月末現在  
 目的: ICTに対応できる技術者・技能労働者の育成  
 内容: i-Constructionについて、UAVを用いた測量の実演、3次元データの作成実習、ICT建設機械による施工実演 等

H28年度開催 **35箇所**



- **発注者(自治体等)向け講習・実習会の開催** ※平成29年3月末現在  
 目的: ICTに対応できる監督職員・調査職員の育成  
 内容: i-Constructionについて、UAVを用いた測量の実演、ICT建設機械による施工実演、ICTを活用した監督検査 等

H28年度開催 **58箇所**

※これらで近畿地整管内で約**6,150名**が受講



### ■ ICT施工ヘルプデスク

- ・ 従前より、情報化施工に係る問い合わせ対応についてヘルプデスク(問合せ窓口)を設置し、対応。今までの問合せ対応(情報化施工に関することが中心)については、「[ヘルプデスク問合せ一覧](#)」としてとりまとめ済み。
- ・ 発注者や監督職員だけでなく、**受注者も対象**。
- ・ 今回、「[ICT施工ヘルプデスク](#)」として、ICT施工全般に範囲を拡大。

#### ICT施工ヘルプデスク

**近畿技術事務所のHP** 情報化施工からアクセス

- 近畿技術事務所HP <http://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/>

H28年度問合せ件数  
**13件**

- ・ 過去におけるICT施工(情報化施工)に関する問合せ内容をとりまとめています。  
[ヘルプデスク問合せ一覧](#)
  - ・ 情報化施工現場対応集Q&Aや過去のヘルプデスク問合せ内容以外のICT施工に関する質問事項やもっと詳細な内容についてご質問がありましたら下記リンク先に問合せフォームがご用意されていますのでご活用ください。  
[ICT施工ヘルプデスク](#)
  - ・ ICT施工 近畿」発刊について  
[ICT施工近畿」について](#)
- 法規化・施工関連リンク集

#### ■ 普及に向けた新たな取組

- (1) 「i-Construction近畿サポートセンター」の開設  
i-Constructionの普及・推進のための相談窓口
- (2) ICT推進アドバイザーの創設  
発注者(自治体等)及び施工業者へのICT活用工事等の普及・推進
- (3) 現場支援型モデル事業の実施  
ICT土工の地方自治体への普及に向けたモデル事業設定と支援
- (4) 更なる技術講習会等の開催  
ICTに対応できる技術者・技能労働者の育成  
監督・検査職員の技術力向上

#### ■ i-Construction近畿サポートセンターの開設

### i-Construction近畿サポートセンター

- 国土交通省では、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す新しい取り組みである「i-Construction」(「ICTの全面的な活用」、「規格の標準化」、「施工時期の平準化」)に加え、近畿地方整備局独自の取り組みである「受発注者間のコミュニケーションによる施工の円滑化」)を積極的に進めています。
- 近畿地方整備局では、「i-Construction」の普及・推進に資するためのサポート体制として、相談窓口を設置します。

#### 《サポート内容》

◎整備局職員、地方自治体(府県・政令市)、施工者の「技術相談」・「研修活動」を実施

技術相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工技術に関すること</li> <li>・各種基準・要領に関すること</li> </ul> <p>※「ICTの全面的な活用」に関するものは、ICT施工ヘルプデスクにて対応</p>
研修活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備局職員研修(一般職員、監督・検査職員)</li> <li>・自治体職員研修</li> <li>・(施工業者研修)</li> </ul> <p>※上記研修の計画、講師派遣(調整)を実施</p>



### ③ 普及に向けた新たな取組方針

#### ■ 【参考】i-Construction推進体制とサポートセンター

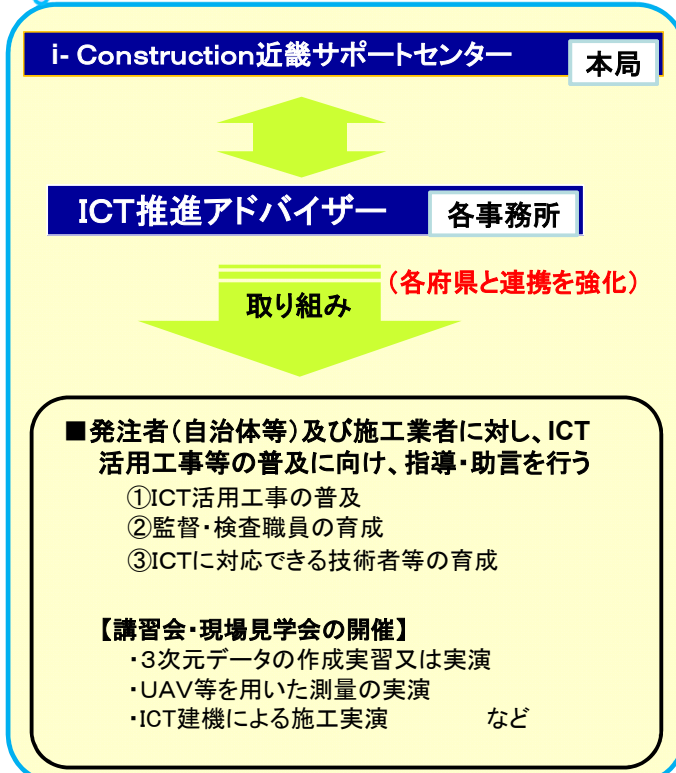
- 産学官が連携・情報共有し、各地域において建設現場の生産性向上に取り組むため、i-Construction地方協議会を構築
- i-Constructionへの相談窓口として各地域にサポートセンターを設置

地方ブロック	i-Construction 地方協議会	サポートセンター
北海道	北海道開発局i-Construction推進本部 ICT活用施工連絡会	i-Constructionサポートセンター (北海道開発局事業振興部 011-709-2311)
東北	東北復興i-Construction連絡調整会議	東北復興プラットフォーム (東北地方整備局企画部 022-225-2171)
関東	関東地方整備局i-Construction推進本部	ICT施工技術の問い合わせ窓口 (関東地方整備局企画部 048-600-3151)
北陸	北陸ICT戦略推進委員会	北陸i-Conヘルプセンター (北陸地方整備局企画部 025-280-8880)
中部	i-Construction中部ブロック推進本部	i-Construction中部サポートセンター (中部地方整備局企画部 052-953-8127)
近畿	近畿ブロック i-Construction推進連絡調整会議	i-Construction近畿サポートセンター (近畿地方整備局企画部 06-6942-1141)
中国	中国地方 建設現場の生産性向上研究会	中国地方整備局i-Constructionサポートセンター (中国地方整備局企画部 082-221-9231)
四国	四国ICT施工活用促進部会(仮称)(H29.4予定)	i-Construction四国相談室 (四国地方整備局企画部 087-851-8061)
九州	九州地方整備局 i-Construction推進会議	i-Construction普及・推進相談窓口 (九州地方整備局企画部 092-471-6331)
沖縄	沖縄総合事務局「i-Construction」推進会議	i-Constructionサポートセンター (沖縄総合事務局開発建設部 098-866-1904)

### ③ 普及に向けた新たな取組方針

#### ■ ICT活用工事普及推進の取組

ICT活用工事の普及・推進に向け、各府県にICT推進アドバイザーを配置



H29年度 ICT推進アドバイザー				
地域	氏名	所属	役職	電話番号
福井県	寺井 和治	福井河川国道事務所	副所長	0776-35-2661
滋賀県	小谷 敏文	琵琶湖河川事務所	副所長	077-546-0844
	中島 廣長	滋賀国道事務所	副所長	077-523-1741
京都府	瀧澤 洋	福知山河川国道事務所	副所長	0773-22-5104
	今西 秀樹	京都国道事務所	副所長	075-351-3300
大阪府	船本 孝市	淀川河川事務所	副所長	072-843-2861
	久野 啓嗣	大和川河川事務所	副所長	072-971-1381
	澤村 滋男	猪名川河川事務所	副所長	072-751-1111
	横井 耕二	大阪国道事務所	副所長	06-6932-1421
	宇佐美 光博	浪速国道事務所	副所長	072-833-0261
兵庫県	児玉 孝司	近畿技術事務所	副所長	072-856-1941
	藤原 克哉	六甲砂防事務所	副所長	078-851-0535
	中村 淳一	兵庫国道事務所	副所長	078-334-1600
奈良県	川上 卓也	豊岡河川国道事務所	副所長	0796-22-3126
	木村 佳則	紀伊山系砂防事務所	副所長	0747-25-3111
和歌山県	吉村 英二	和歌山河川国道事務所	副所長	073-424-2471
	岡本 泰尚	紀南河川国道事務所	副所長	0739-22-4564

### ③ 普及に向けた新たな取組方針

#### ■ 地方公共団体への普及方策

##### 【現場支援型モデル事業の実施】

- 建設業全体の生産性向上のためにはICT土工の裾野を中小建設業者に拡大することが必要。
- そうした業者は自治体の小規模工事の担い手であることから、**自治体発注工事をフィールドに現場支援型モデル事業を実施。**
- モデル事業では、本省支援業務から**ICT施工専門家を派遣し、ICT活用を前提とした工程計画立案支援や、ICT運用時のマネジメント指導による好事例創出、効果検証及び普及活動の支援を行う。**
- 支援モデル工事は、各地整で1件ずつとし、近畿地整では**兵庫県**が発注する下記工事を選定。

##### <支援モデル工事概要>

- 工事名：(二)武庫川水系武庫川遊水地整備工事(その2)
- 工事場所：神戸市北区道場町生野
- 発注方式：発注者指定型
- 工種：河川土工(掘削工等)土量約70,000m<sup>3</sup>
- 予定工期：平成29年9月～平成31年2月28日(2箇年債務)

##### ねらい

中小現場におけるICT活用ノウハウが創出され、地域で共有される。  
自治体がICT活用工事を積極的に発注する。  
ICT活用の普及展開活動を地域が自主的に展開する。

##### 今後の予定

- 実施時期：1月～2月
  - 内容：
    - ・ICT建設機械による施工実演
    - ・3D出来形管理実演
- モデル工事現場見学会を開催予定

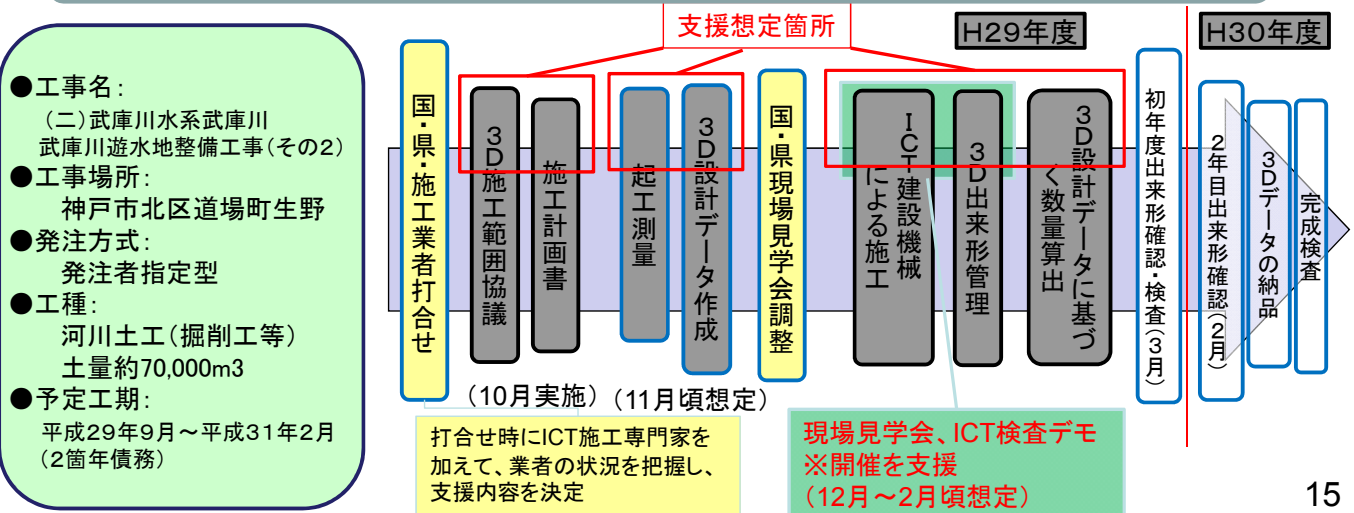
### ③ 普及に向けた新たな取組方針

#### ■ 地方公共団体への普及方策

##### 現場支援型モデル事業の実施

- 建設業全体の生産性向上のためにはICT土工の裾野を中小建設業者に拡大することが必要。
- そうした業者は自治体の小規模工事の担い手であることから、自治体発注工事をフィールドに現場支援型モデル事業を実施。
- モデル事業では、本省支援業務からICT施工専門家を派遣し、ICT活用を前提とした工程計画立案支援や、ICT運用時のマネジメント指導による好事例創出、効果検証及び普及活動の支援を行う。
- 支援モデル工事は、各地整で1件ずつとし、近畿地整では**兵庫県**が発注する下記工事を選定。

自治体のICT活用工事をフィールドにICT活用好事例を創出し、知見として共有する。



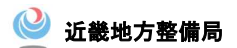
平成30年2月5日

# その他の話題 (建設業における課題)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## ①建設業就業者の現状

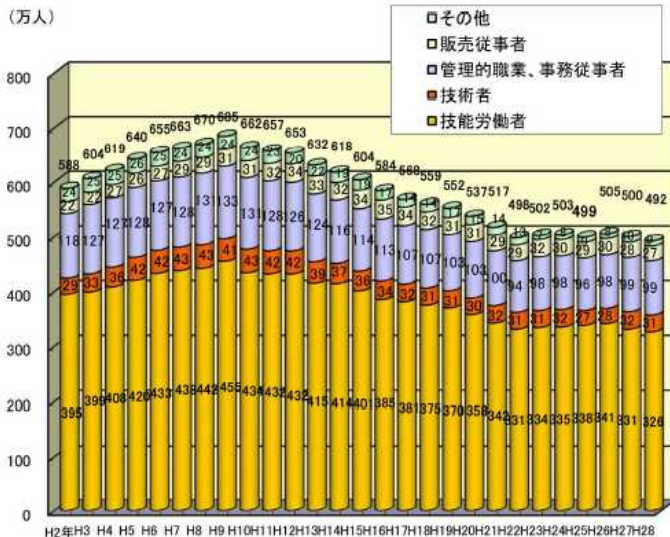


### 技能労働者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(H28)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 31万人(H28)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 326万人(H28)

### 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術継承が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成27年と比較して55歳以上が約2万人減少、29歳以下は約2万人増加。

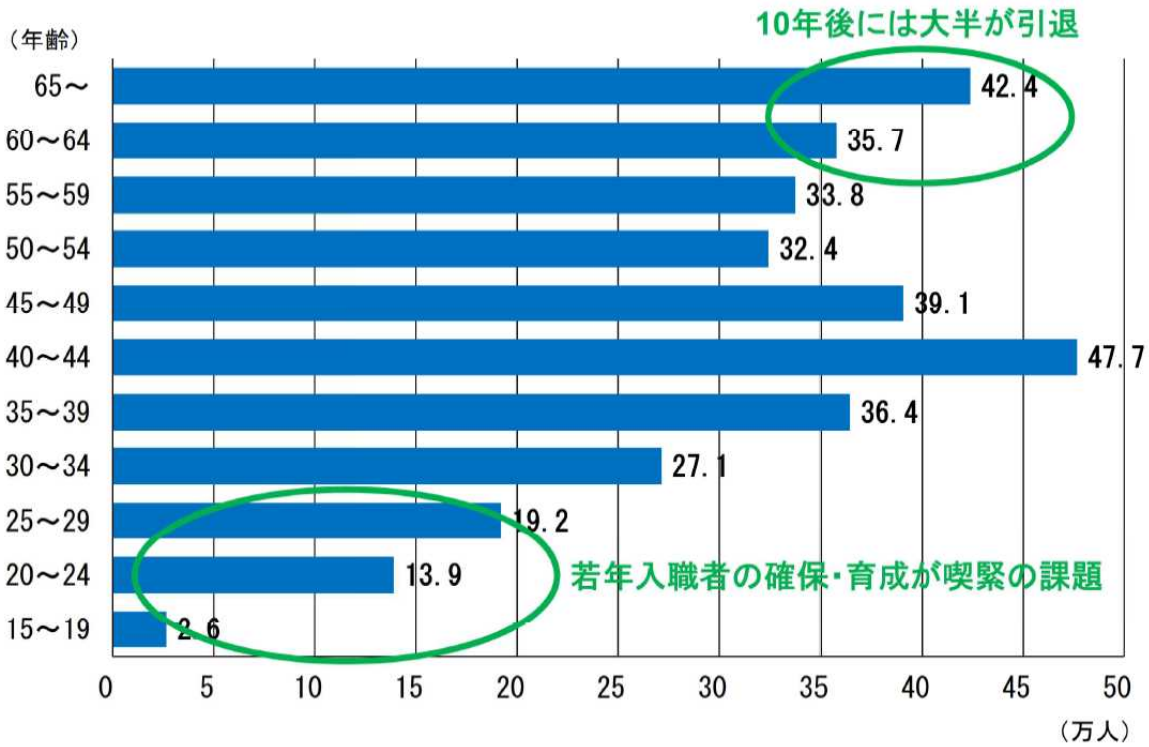


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

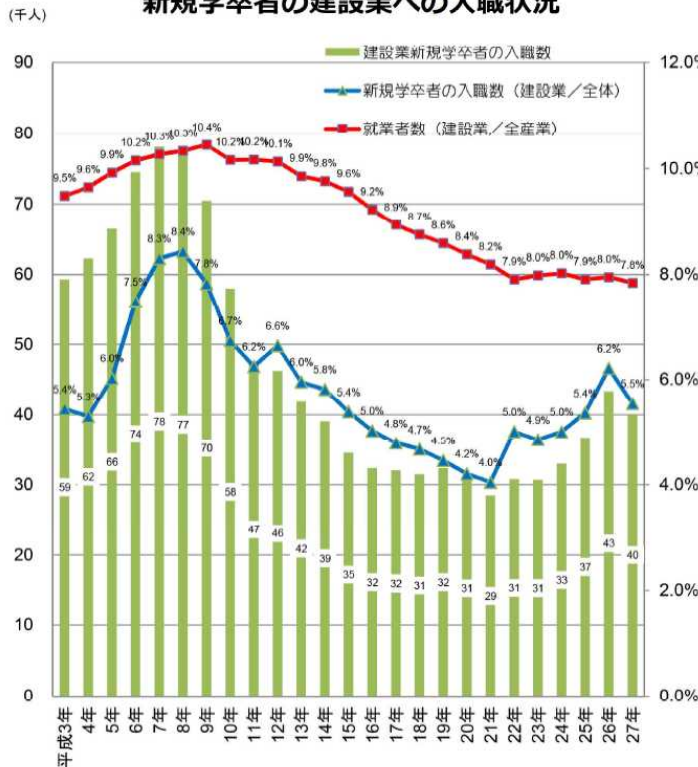
# ①建設業における高齢者の大量離職の見通し



出所：総務省「労働力調査」を元に国土交通省で算出

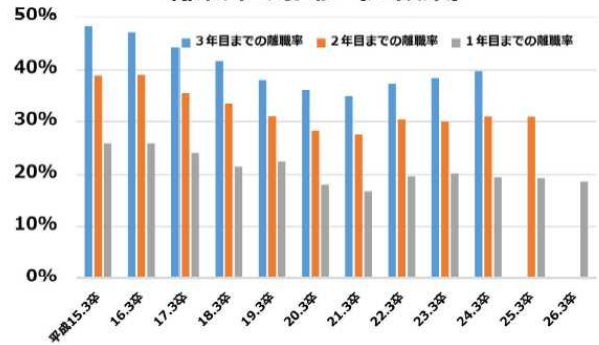
# ①建設業における入職・離職状況

新規学卒者の建設業への入職状況

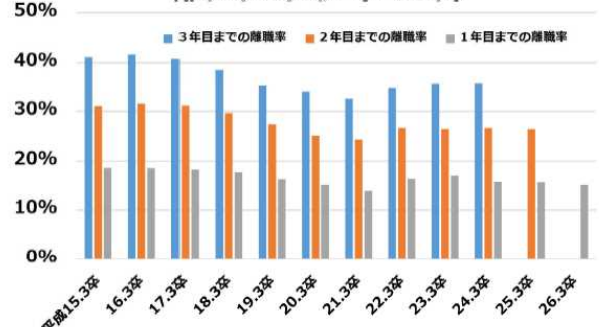


出所：文部科学省「学校基本調査」及び総務省「労働力調査」

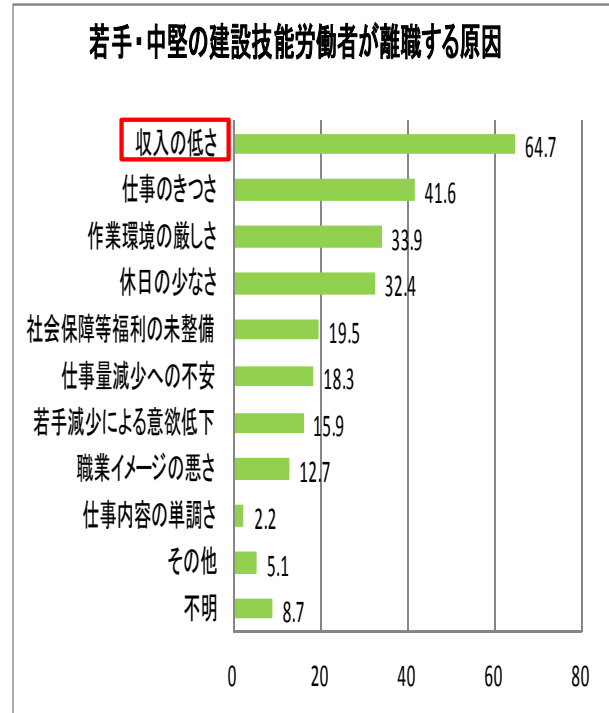
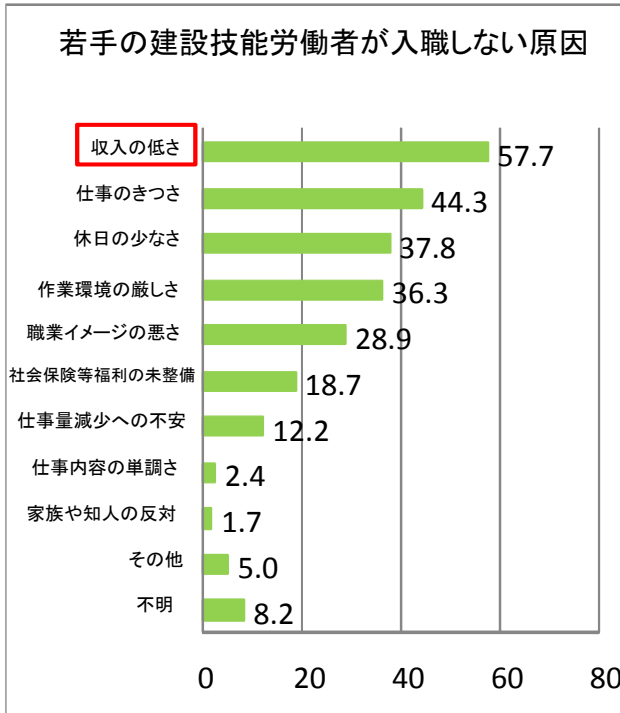
離職率の推移 (建設業)



離職率の推移 (全産業)



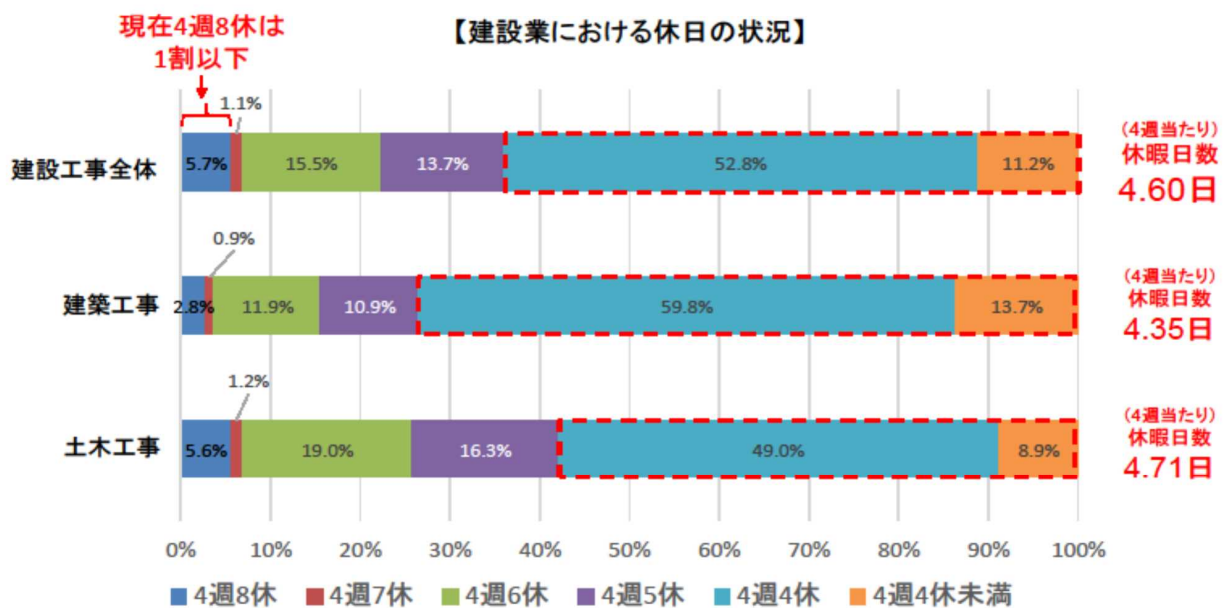
出所：厚生労働省「新規学卒者の事業所規模別・産業別離職状況」



出所:建設産業専門団体連合会「建設技能労働力の確保に関する調査報告書」(平成19年3月)

## 建設業における休日の状況

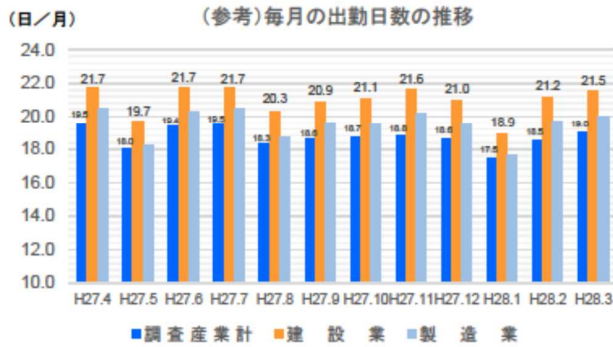
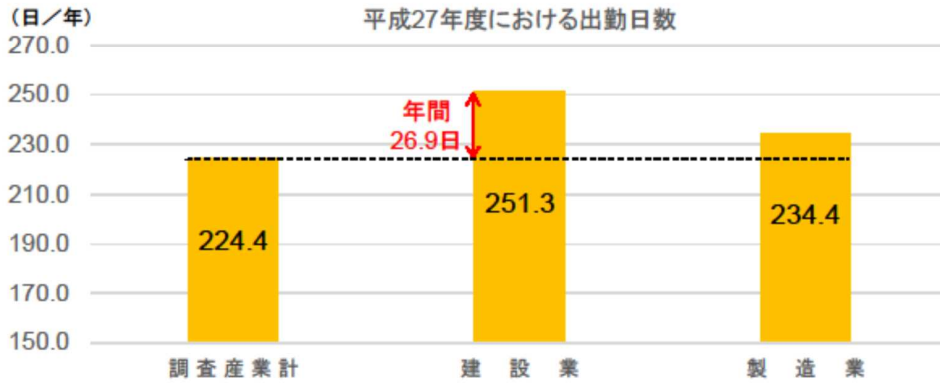
○ 建設工事全体では、約65%の人が4週4休以下で就業している状況。



※建設工事全体には、鉄道新設工事、リニューアル工事、建築工事、土木工事、その他が含まれる。

注:日建協「2015時短アンケート」を基に作成

建設業においては年間出勤日数が251.3日となっており、全産業(224.4日)と比較して26.9日(1割程度)多い。1ヶ月あたり平均2.2日の差となっている。(平成27年度実績)



全産業と建設業の労働日数の差(1ヶ月あたり)

平成27年4月	2.2日
5月	1.7日
6月	2.3日
7月	2.2日
8月	2.0日
9月	2.3日
10月	2.4日
11月	2.8日
12月	2.4日
平成28年1月	1.4日
2月	2.7日
3月	2.5日

平均2.2日(1ヶ月あたり)

出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
(注)事業所規模5人以上